

うるま市地域情報化計画書

平成17年3月

具志川市・石川市・勝連町・与那城町合併協議会

第1章 国・県及び他市町村における動向	1
1. 国の情報化動向.....	1
(1) 「e-J a p a n 重点計画2004」の取組み.....	1
(2) 行政手続の電子化推進に関する取組み	4
(3) 電子自治体推進のための指針（総務省）	8
(4) セキュリティ対策への取組み.....	11
2. 沖縄県による情報化施策の動向	13
(1) 沖縄県における情報化に関する国及び沖縄県の既存計画	13
(2) 沖縄県 e-island チャレンジプラン	14
(3) 電子県庁への取組み.....	15
(4) 県内各市町村の取組み状況.....	16
3. 他自治体における情報化の動向.....	18
(1) 地域間格差の解消を目指した事例.....	18
(2) 住民サービスの向上を目指した事例.....	18
(3) 住民サービスの向上を目指した事例.....	18
(4) 住民サービスの向上を目指した事例.....	19
4. 他自治体における行政運営手法の動向.....	20
(1) コスト削減に向けた情報化事例	20
(2) 住民サービスの向上を目指した業務運営手法	20
5. 情報化技術の動向	22
(1) ユーザ認証による新たなセキュリティ技術.....	22
(2) I P v 6 に対応したセキュリティ機能に優れたデータセンター	22
(3) 複数地方公共団体が共同でアプリケーション利用によるコスト削減.....	23
(4) 基幹業務システムのオープンシステム移行によるコスト削減.....	23

第2章	四市町を取り巻く環境と新市のまちづくり	25
1.	地域特性	25
(1)	立地と環境特性及び資源	25
(2)	人口動態と移動	28
(3)	産業別就業者人口	31
(4)	環金武湾振興QOLプロジェクト	32
2.	うるま市のまちづくりの方向性	33
(1)	未来に向けた情報化・国際化の基盤づくり	33
(2)	地域資源を生かした豊かで活力ある産業づくり	34
(3)	自然と共生した安全で快適な生活環境づくり	35
(4)	やすらぎとふれあいが支える健康・福祉づくり	35
(5)	人と歴史がおりなし、共に学び創造する教育・文化づくり	36
(6)	パートナーシップで築く住民主役のまちづくり	37
3.	市民のニーズ	38
(1)	住民への市や町から提供される情報の満足度について	38
(2)	教育環境・施設整備の満足度について	39
(3)	合併により期待できる点	40
(4)	合併により心配される点	41
(5)	新市の将来像について	42
(6)	新市の重要施策	43
第3章	四市町の情報化現状と問題点	44
1.	四市町の情報化現状	44
(1)	現状調査	44
(2)	事務執行の現状	52
(3)	情報化の現状のまとめ	56

第4章	うるま市情報化のコンセプト	57
1.	「情報化によって導くべき理想像」の設定.....	58
(1)	国の情報化施策の総括	58
(2)	沖縄県の情報化施策の総括.....	59
(3)	他地域の情報化動向.....	59
(4)	他地域の行政運営手法の動向	60
(5)	先進技術の動向	60
(6)	地域特性の総括	61
(7)	うるま市まちづくり方針の総括	62
(8)	うるま市へのニーズ.....	63
(9)	うるま市の理想像	63
2.	「改善対象となる現状」の総括.....	64
(1)	情報化現状調査に係わる総括	64
(2)	事務執行の現状調査の総括.....	65
第5章	情報化事業推進に向けた環境づくりとアクションプラン.....	67
1.	情報化計画の目的.....	67
2.	情報化事業の推進に向けた環境づくり	67
(1)	新市における地域情報流通基盤ネットワークの構築.....	67
(2)	情報の有効活用と投資効率化に配慮した新たな行政情報システム構造への移行.....	69
(3)	情報事業計画の効果性向上に向けた環境づくり	71
3.	情報化事業アクションプラン	72
(1)	アクションプラン策定における基本的な考え方	72
(2)	1st STEP：合併後に速やかに実施すべき事業	73
(3)	2nd STEP：合併後に速やかに検討を進めて実施に導く事業	76
(4)	3rd STEP：合併後の十全な検討をふまえた実施に導く事業.....	80

第1章 国・県及び他市町村における動向

この章では地域情報化計画策定の前段として、国及び県が行っている情報化に関わる取り組みやその動向の把握と考察を行います。その考察をもとにうるま市の情報化推進にあたっての検討を国・県の情報化の取り組みと歩調を合わせることとし、実施する施策内容や各施策の実施時期及び実施施策の優先度などを実施要件として提起します。

1. 国の情報化動向

(1) 「e-Japan重点計画2004」の取り組み

平成15年7月に発表された「e-Japan戦略Ⅱ」においては、従来の情報化戦略がブロードバンド環境などのITインフラ整備を重視していたことにたいし、ITの利用促進に重点が置かれ、「元気・安心・感動・便利」社会をめざすための、医療、食、生活、中小企業金融、知、就労、労働、行政サービスの7つの分野での「数値目標」が示されました。

平成15年8月には、「e-Japan戦略Ⅱ」を踏まえ「e-Japan重点計画2003」が実施され、さらにこれらの施策の実現を加速化させるため、平成16年6月には「e-Japan重点計画2004」を策定し現在に至っています。

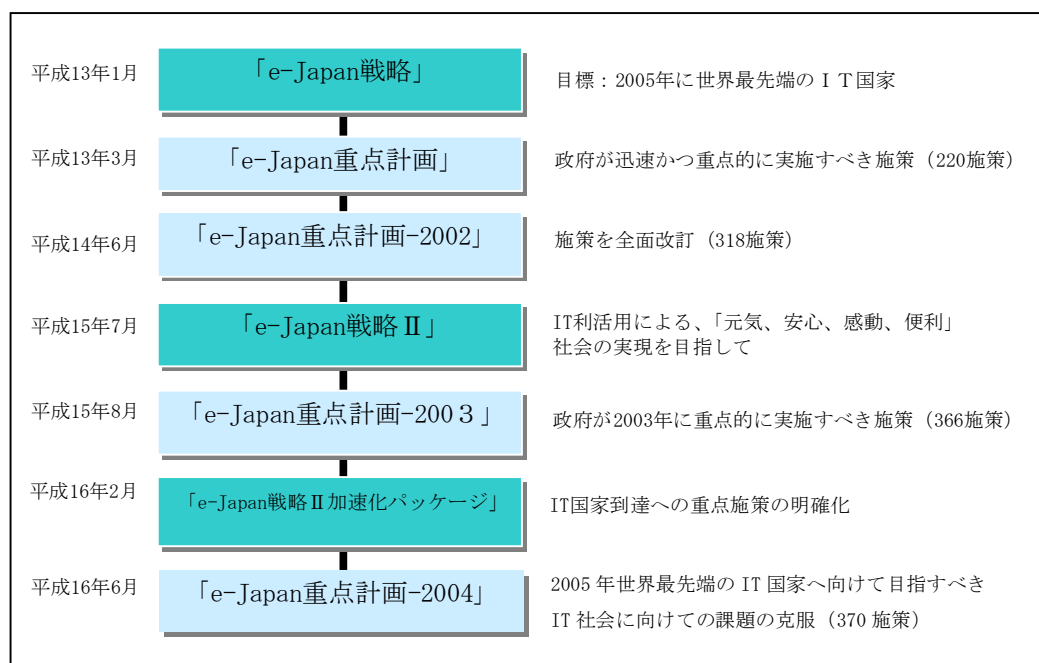


図1-1 IT戦略の経緯

（引用：総務省資料より）

「e-Japan重点計画2004」では重点政策5分野として「世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成」「教育・学習の振興と人材の育成」「電子商取引の促進」「行政・公共分野の情報化」「高度情報通信ネットワークの安全性と信頼性の確保」が提示され、そのなかの「行政サービス」の分野では、引き続きワンストップサービス整備や行政ポータルサイトの整備などの施策を推進するとしています。

① 「e-Japan重点計画2004」の構造

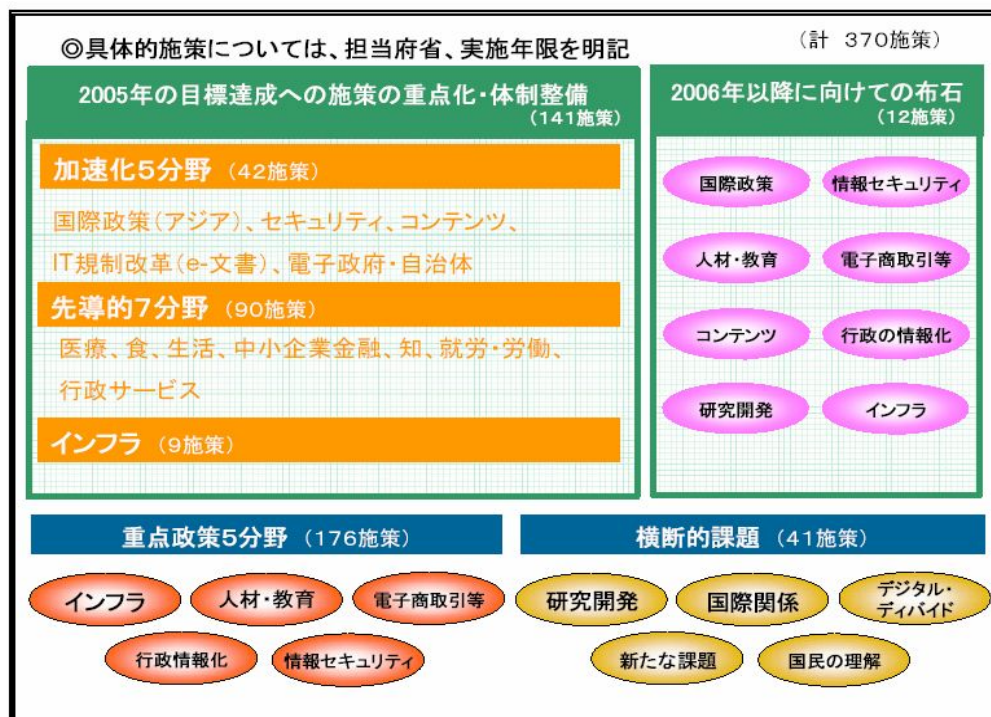


図1-2 「e-Japan重点計画2004」の構造

(出典：総務省資料より)

② 行政サービス分野の主な施策

(ア) 24時間365日ワンストップサービスの整備

各府省の電子申請システムをできる限り統合するとともに、電子申請の受付等に係る各府省共通の機能を整備することにより、電子政府の窓口を活用して申請手続の案内情報の入手から複数申請の一括提出までを行えるワンストップサービスの仕組みを整備する。

(イ) 学校のすべての教室にインターネット環境の整備

概ねすべての公立小中高等学校等が高速インターネットに常時接続できるよう

にするとともに、各学級の授業においてコンピュータを活用するため、必要な校内LANの整備やIT授業などに対応した「新世代型学習空間」の整備等を推進することにより、すべての教室がインターネットに接続できるようにする。

併せて地域センター（教育センター等）を中心に各学校を結ぶ教育用イントラネットの構築を推進する。

(ウ) 公的認証基盤の整備

公的個人認証サービスについては、電子政府・電子自治体の重要な基盤であり、引き続きシステムの安定的な運用を図るとともに、制度の普及・広報活動を実施する。

(エ) 地域公共ネットワークの整備推進

学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの全国的な普及を目指す。

(オ) 高速・超高速インターネットの整備推進

高速・超高速インターネットが全国どこでも利用できる環境を整備するため、必要な規制改革や競争政策、研究開発等を推進とともにインターネット基盤全体のIPv4からIPv6への円滑な移行を実現する。

(カ) 行政ポータルサイト等の整備

各府省は国民等利用者のインターネットによる行政情報の入手を容易にするため、書面で公表する情報はすべてホームページに迅速に掲載するなど、情報提供の一層の充実を図る。

(キ) 電子自治体構築のための業務・システムの標準化・共同化及び人材育成

住民サービス業務や内部管理業務に係るシステム整備を効率的に実施するため、電子申請受付等のモデルシステムの普及を図るとともに、引き続き地方公共団体によるシステム開発を積極的に推進する。また、アウトソーシングに係るセキュリティガイドラインの周知も図りつつ、データセンターを活用した複数の地方公共団体によるシステムの共同利用を推進するとともに、信頼性の高い電子自治体実現の観点から、すべての都道府県・市区町村を対象とした高度情報セキュリティ研修を引き続き実施する。

(2) 行政手続の電子化推進に関する取組み

① 電子化推進のスケジュール

総務省は平成14年7月「e-Japan重点計画-2002」に基づき、行政手続の電子化推進に関するアクションプランを公表しました。

アクションプランでは、国と行政との間の申請・届出の手続や国と地方公共団体との間の手続について、個別の手続ごとに年度別のオンライン化実施時期などが定められました。

平成15年8月には一部を除く全国の県、市町村が住民基本台帳ネットワークシステムへの接続を完了し、公的個人認証サービス、組織認証及び総合行政ネットワークの整備が全国で進められてきました。今後は、電子申請や電子調達などの電子窓口の整備も加速されていくものと思われます。

また、本アクションプランにおいては平成15年度末までに、法令に基づく申請・届出等の手続のうち国が扱う申請・届出等の98%をオンライン化するとともに、地方公共団体が扱う申請・届出等の96%についても実施方策などの条件を提示するとしています。

オンライン化基盤の整備スケジュールは下図のように示されています。

項 目	平成14年度	平成15年度	平成16年度
総合行政ネットワーク	市町村で順次稼働		全市町村で運用開始
住民基本台帳ネットワーク	運用準備	カード交付準備	全面的に運用開始
組織認証基盤	市町村で順次稼働		運用開始
公的個人認証サービス	全国的な実証実験	全市町村で構築	
電子申請サービス	認証基盤との接続実験	決裁基盤との接続実験	運用開始
公金収納システム	都道府県で運用開始	全市町村で順次システム構築、運用開始	
地方税の電子申告	モデルシステム実験	可能な税目からシステム構築、運用開始	
電子調達	先進団体での実験	順次、運用団体の増加	

図1-3 オンライン化基盤の整備スケジュール

(引用：総務省資料より)

② 行政手続のオンライン化

平成15年2月3日より施行された「行政手続オンライン化法」により、法令に根拠を有する行政手続についてはオンラインで行うことが可能となりました。

総務省では、このような国の動向と歩調を合わせ、地方公共団体においても住民等がオンラインで申請・届出等の手続を行うことができる環境の整備を進める必要があるとしています。

戸籍・住民票に関する手続きのオンライン化 (地方公共団体)	○戸籍謄抄本の交付請求、戸籍の届出(婚姻届、復氏届、分籍届、転籍届)などのオンライン化を実現。 ○住民票の写しの交付請求、転出届(住民基本台帳カード所持者)などのオンライン化を実現。
旅券関係の手続きのオンライン化 (地方公共団体)	○一般旅券の交付請求のオンライン申請を実現。 ○現在、原則として申請時及び交付時に2回本人が窓口に来る必要があるが、交付時の1回のみとする。 申請にあたって住民票の添付を省略可能)
納税関係手続きのオンライン化 (国・地方公共団体)	○国税の申告(所得税、法人税、消費税)や納税のオンライン化、納税証明書の交付請求、所得税の青色申告承認申請書などのオンライン申請を実現(国税電子申告—> (国税電子申告—>http://e-tax.nta.go.jp) ○地方税については、主な税目についてモデルシステムの開発・実証実験を実施。
年金・保険に関する手続きのオンライン化 (国・地方公共団体)	○健康保険・厚生年金の被保険者資格取得・喪失届・被保険者報酬月額算定基礎届・被保険者の住所変更届、年金受給権者現況届などのオンライン申請を実現。 ○雇用保険の事業所設置の届出・再就職手当の申請、転勤届、氏名変更届などのオンライン申請を実現。
輸出入・港湾諸手続自動車保険関係手続のワンストップサービス (国・地方公共団体)	○入手港届、輸入関係届(輸入申告、輸入動物、植物検査申請、食品輸入関係届)など、関係府省に対する輸出入、港湾諸手続を1回の入力・送信で可能とするシングルウィンドウ化(ワンストップサービス)を実現。 ○自動車の検査・登録、車庫証明、自動車税の納税等の手続のワンストップサービスを実現。
特許に関する手続のオンライン化 (国)	○特許出願、実用新案出願、意匠出願、商標出願などのオンライン化を実施中。 ○今後はインターネット経由による電子出願を実現。 (電子出願—>http://www.jpo.go.jp/indexj.html)
調達関係手続のオンライン化 (国・地方公共団体)	○各府省で原則すべての公共事業、非公共事業の調達手続のオンライン化を実現(電子入札の実現) (公共事業支援統合情報システム —>http://www.mlit.go.jp/tec/cals/) ○地方公共団体については、国のスケジュールに合わせ円滑に推進できるよう環境整備を実施。

表1-1 主要手続きのオンライン化の概要
(引用：総務省資料より)

③ 総合行政ネットワーク（L GWAN）の取組み

総合行政ネットワーク（以下「L GWAN」とする）は、地方公共団体間、及び、地方公共団体と国の霞ヶ関WAN間を相互に接続し高度情報流通を可能とする行政専用ネットワークとして整備し、相互のコミュニケーションの円滑化と情報共有による行政事務の効率化・迅速化を図ることを目的としています。

また、個別の業務にとらわれない汎用的なネットワークを共通仕様に基づいて構築することで地方公共団体におけるネットワークへの重複投資を抑制することができるとされています。

L GWANの運用開始は、将来的には住民生活に必要な申請・届出などの手続きの電子化や、国と地方公共団体を通じた一体化された行政手続きが行えることから住民サービスの向上が図れるとされています。

現在L GWANを用いて地方公共団体の相互間や、地方公共団体と国の府省との間で、電子文書の交換や電子掲示板を用いた情報提供などが行われています。

L GWANは、平成12年11月に決定した「IT基本戦略」の電子政府の実現に向けた方策のなかで全地方公共団体が接続することを目指して取組みを行うこととされ、平成15年度にて地方公共団体の全てがL GWANへの接続を完了しています。

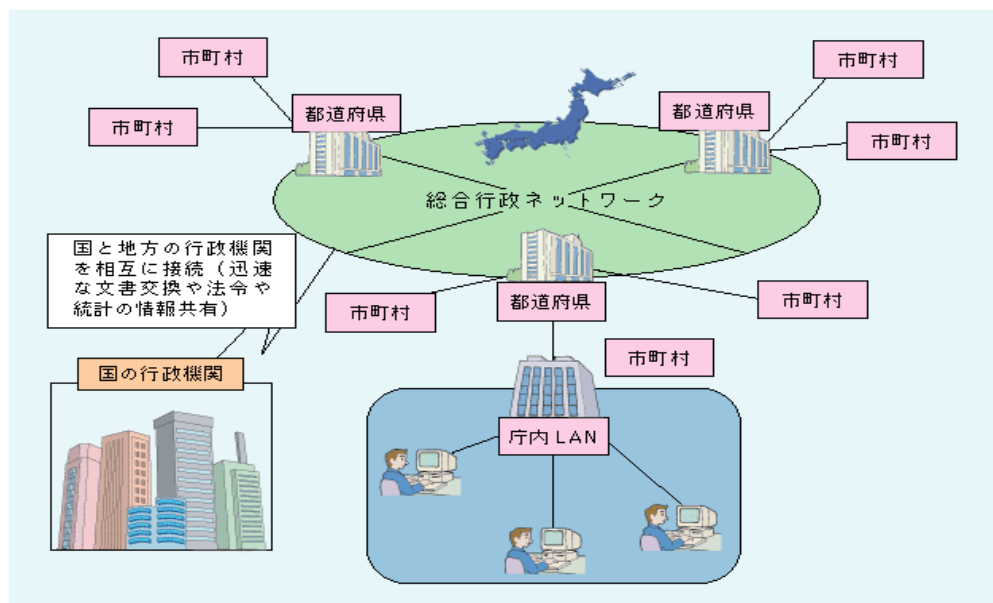


図1-4 総合行政ネットワーク（L GWAN）のイメージ

（出典：情報通信白書より）

④ 住民基本台帳ネットワークシステムの取組み

住民基本台帳ネットワークシステムは、4 情報（氏名・生年月日・性別・住所）と住民票コードなどにより、市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務処理や国や行政機関などに対する本人確認情報の提供を行うための地方公共団体共同のネットワークシステムです。

このネットワークシステムの構築により、住民サービスの質的向上と、国及び地方公共団体の行政事務の効率化を図ることができるとされています。

一次稼動（平成14年8月）において、殆どの都道府県と市町村がネットワークへの接続を完了、平成15年8月の二次稼動においてはより高いセキュリティ機能を有する住民基本台帳カード（ICカード）の発行が行われてきました。

このICカードを持つことにより、全国どこの市町村でも本人や世帯の住民票の写しがとれ、他の市町村に引っ越す場合には、転出証明書の交付を受けることなく、転出先の市町村窓口での転入届の提出のみで転出・転入手続きができるようになりました。

この住民基本台帳ネットワークシステムは、「e-Japan 重点計画」に基づく電子政府・電子自治体の実現には不可欠な基盤とされています。

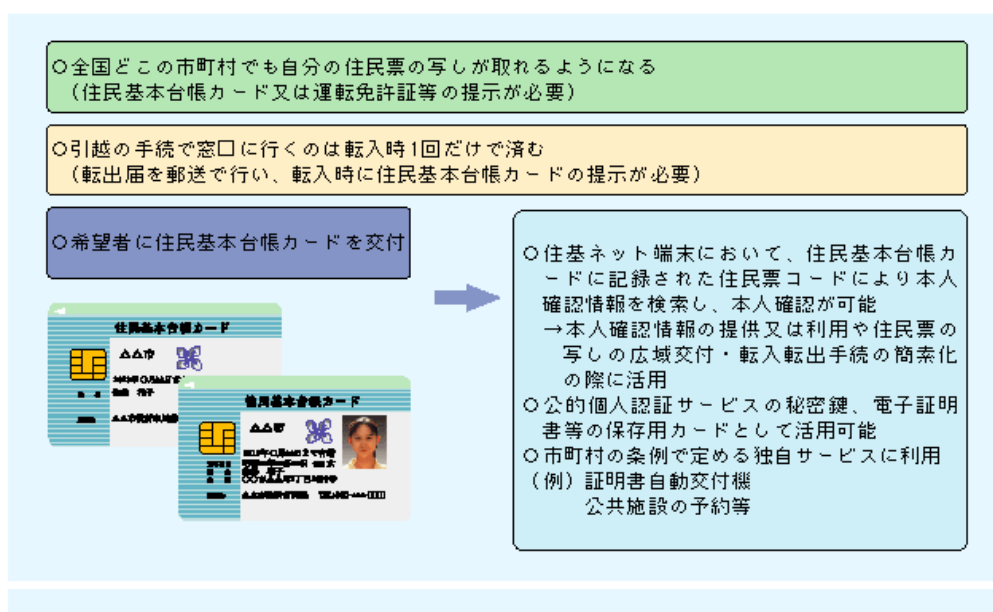


図1-5 住民基本台帳ネットワークシステム第二次サービス

(出典：平成15年情報通信白書より)

(3) 電子自治体推進のための指針（総務省）

① 電子自治体の目的

総務省においては平成15年8月「電子自治体推進指針」を策定、地方公共団体においての電子自治体を構築するための指針として示されました。

地域の発展と活性化を促進する「地域経営の役割を持つ電子自治体」の構築は、地方公共団体が魅力ある地域づくりを行うための有力な手段であり、また住民や企業等にとっての利便性の高い行政サービスの提供、行政コスト軽減等の実現、ITの便益を最大限に活用し、行政の簡素化・効率化と行政サービスの質的向上を図ることを目的としています。

電子自治体とは、行政サービスの在り方、行政運営の在り方及びそのものの改革を通じて住民の満足度の向上を実現していくためのツールであり、「何のための電子自治体なのか」「地域住民にとってどんなメリットがあるのか」「わがまちの電子自治体は他の地域とどこが違うのか」等が住民にとっても行政にとっても明確となっていることが必要であり、電子自治体の構築によって「どのようなサービスがどのような形でいつから提供されるのか」について、住民への具体的な情報の提供を行うことが必要とされています。

「電子自治体推進指針」のポイントについて以下にまとめました。

(ア) 行政運営の効率化の検討

- ・ 電子化に関する内部管理業務系（バックオフィス系）システムと電子申請等行政手続のオンラインに関連する住民サービス業務系（フロントオフィス系）システムを連携させ効率的・効果的なシステムの構築
- ・ バックオフィス系とフロントオフィス系システムの連携のため、ポータルサイト、職員認証、電子決裁、LGWAN連携、文書管理等の共通機能と連携機能の提供とバックオフィス系の情報システムの共通基盤やバックオフィス系とフロントオフィス系情報システムの共通基盤の役割を担うシステムの早期構築

(イ) 利用者の視点に立った電子自治体の構築

- ・ 職員の意識改革と行政に対する住民からの信頼と満足度を高め、住民と行政の協働型パートナーシップに向けた新たな関係の土台を築く

(ウ) 情報セキュリティ対策と個人情報保護の徹底

- ・ 近年の個人情報保護に対する住民の関心の高まりや不正アクセス等による個人情報の漏洩等を防ぐための情報セキュリティ対策及び個人情報保護対策
- ・ 情報セキュリティ対策の基本方針と取組むべき対策基準を定めた情報セキュリティポリシーの早期策定と実践
- ・ 個人の権利利益の侵害が生じる事の内容、個人情報の適切な処理について定めた個人情報保護条例の早急制定

(エ) 電子自治体ネットワーク構築のための連携・協力の推進

- ・ 行政手続のオンライン化においては、利用者の利便性に配慮した行政の窓口の一元化、手続のワンストップ化や統合ポータル化のため関係機関が積極的に連携・協力・都道府県が市町村の良きサポーター・コーディネータとなり、地域の実情に応じた積極的な市町村の電子自治体構築の促進
- ・ 情報セキュリティ対策において、ネットワークの一部分の脆弱性がネットワーク全体に波及することがないように、ネットワークセキュリティ確保のための適切な対策

(オ) オンラインサービスの普遍的な利用環境の整備（デジタルデバйд対策の推進）

- ・ 地理的な制約や年齢・身体的条件等に関係なく、インターネット等を通じて、すべての住民が、いつでも必要とするサービスを利用することが可能となるためのオンラインサービスの普遍的な利用環境の整備
- ・ 地域住民の情報リテラシーの向上、高齢者や障害者のための情報バリアフリー環境整備、インターネット利用環境に関する地域情報格差の是正等デジタルデバйд対策の推進、情報システムにおけるユニバーサルデザインの確保

(カ) 住民と行政のコミュニケーション及び協働（コラボレーション）の拡大

- ・ 電子自治体の構築では、外部資源、特に地域内に潜在している人的・知的資源（人材・知恵）を活用することで住民と行政のコミュニケーションが拡大・深化し、住民の行政に対する信頼が高まり、住民と行政の協働（コラボレーション）が拡大

② 共同アウトソーシングと電子自治体推進戦略推進に向けた取り組み

総務省は平成14年5月、申請届出等行政手続のオンライン化を始めとした電子自治体の実現のため、複数の地方公共団体の業務を標準化・共同化した上で、民間企業のノウハウやシステム等を有効活用することにより、住民サービスの向上、地方公共団体の業務改革、IT関連地場産業振興等により地域経済の活性化を図るとした「共同アウトソーシング・電子自治体推進戦略」を発表しました。

「共同アウトソーシング・電子自治体推進戦略」では、複数の地方自治体が業務を共同化した上で、アウトソーシングすることにより、大幅なコスト削減施策の重点化を図りつつ、雇用の創出等地域経済の活性化を推進することとし、「2003年度末を目標にフロントオフィス業務の共同化とアウトソーシングを行う」、「共同処理アプリケーションの開発・公開は国が中心に行い、必要な支援を地方自治体で行うとともに情報セキュリティ対策などの教育訓練を行う」としています。

また、バックオフィス業務については、２００５年度を目標に共同化とアウトソーシングを行いたい」としています。

本戦略に基づき、総務省は各都道府県と連携してアプリケーションソフトを開発し、その成果は地方公共団体に提供するとしています。

一方、各都道府県は本戦略の成果を活用した業務の共同運営の枠組みを市町村と検討することとしています。

これらにより、データセンターの運営等を行う地元ＩＴ企業を中心に、通信サービスの提供、ネットワークの保守・運用、メンテナンス、物流サービス及び職員のエデュ・訓練等についての地元での需要拡大が見込まれ、また電子自治体仕様の行政サービス支援システムの開発、更新等についての需要の拡大が見込まれます。

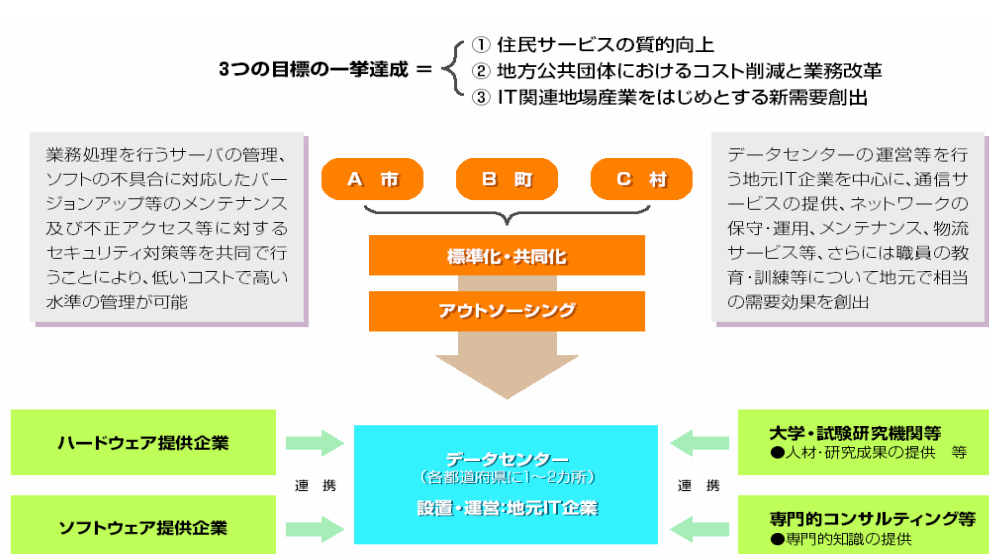


図 1－6 地方公共団体における I T 事業者へのアウトソーシング（イメージ）

（出典：平成 15 年度 情報通信白書）

(4) セキュリティ対策への取り組み

国においては21世紀初頭には高度に情報化された行政、すなわち「電子政府」の実現を目指すとしており、その制度面では平成15年5月に公布された「個人情報保護関連5法」により、国民誰もがIT社会の便益を享受できる制度的基盤が整備されたとしています。

個人情報保護関連5法のうちの「基本法制（個人情報の保護に関する法律）」では、民間の個人情報取扱い事業者の義務として、利用目的の制限、適正取得、安全確保などが義務づけられ、本人から求められた場合の開示、訂正、利用停止義務を規定しています。

また、行政機関における個人情報保護に関する義務については、「行政機関個人情報保護法」に規定されています。

地方公共団体のセキュリティと個人情報保護をふまえた電子化推進施策の推進にあたっては、「IT革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針」（平成12年8月28日 情報通信技術（IT）革命に対応した地方公共団体における情報化推進本部決定）にて、「コンピュータ・セキュリティ対策と個人情報保護対策」の必要性が示されています。

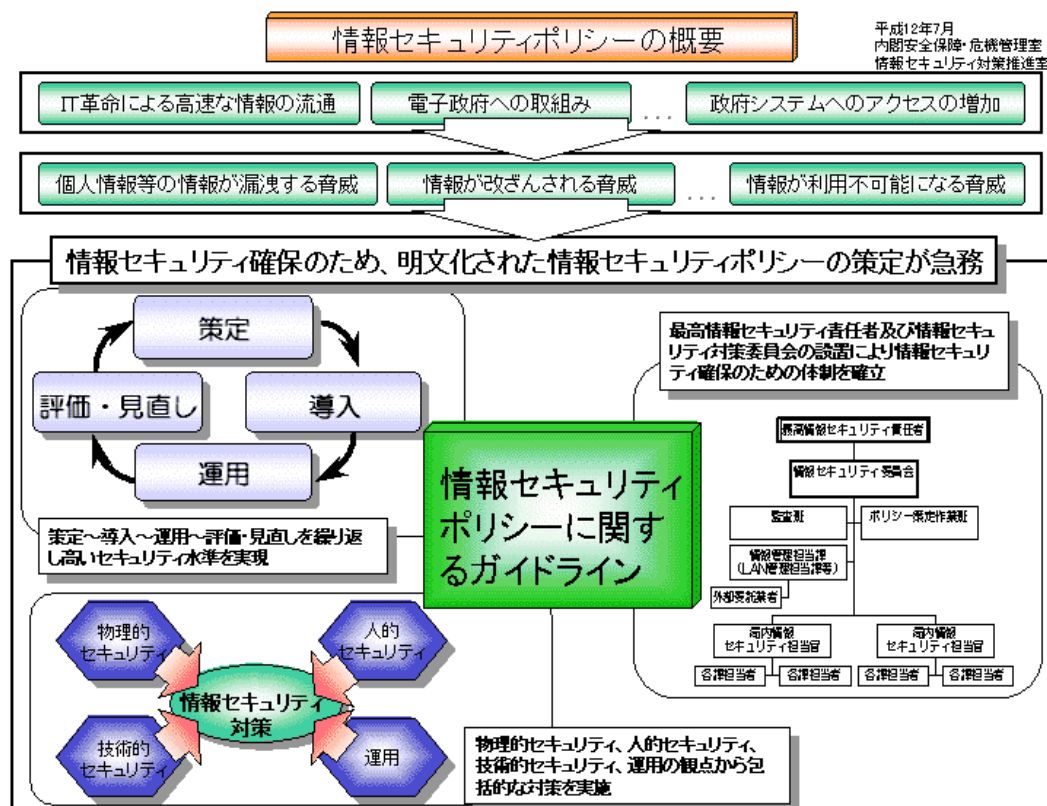


図1-7 情報セキュリティポリシーの概要

（出典：平成12年情報セキュリティ対策推進室資料）

考 察

- ① ２００５年度までに２４時間、３６５日ワンストップサービスの行政サービスを整備するとの国の方針が示されています。
- ② ２００５年までに学校の各教室にてインターネットへの接続ができるようにするとの国の方針が示されています。
- ③ 地方公共団体の組織認証基盤については、２００３年度までに整備を終えています。
- ④ 国のインフラの整備基盤と合わせて、地域イントラネットの整備、小中学校における高速インターネット環境整備の方針が示されています。
- ⑤ オンライン化基盤の整備とともに「行政手続オンライン化法」の制度の施行により、住民がオンラインで申請・届出等の手続きができる環境整備を終えています。
- ⑦ ２００３年度までに全地方公共団体がＬＧＷＡＮと接続され、２００２年８月には殆どの県、市町村が住民基本台帳ネットワークへ接続されています。
- ⑧ ネットワークの運用にあたっては、市民の個人情報を扱うことになるため、個人情報の漏洩防止などの必要が示されています。
- ⑨ 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関する方向性が示され、また個人情報保護の法令等についても整理がされています。

実施要件

- ① 国の情報化推進の目的・方針・実現期限などを理解し、整合性を図りつつ積極的な取り組みを進めることが重要となります。
- ② 国のインフラの整備基盤にあわせて、地域イントラネットの整備、小学校における高速インターネット環境整備の検討が必要となります。
- ③ アクションプランでは、国と行政との間の申請・届出の手続きや国と地方公共団体との間の手続を行うための環境の整備とオンライン化実施時期を年度別に定めており、うるま市においてもこの施策に即した検討が必要となります。
- ④ 県・うるま市の方針・計画を考慮しながら、共同アウトソーシングの活用を検討する必要があります。
- ⑤ うるま市においては、以下に掲げる情報セキュリティ対策が求められます。
 - ・セキュリティポリシーの策定
 - ・個人情報保護条例の適正な運用（具志川市、石川市条例の制定は済み）
 - ・情報セキュリティに関する監査の実施
- ⑥ ＬＧＷＡＮについては、出先機関との接続についても検討が必要となります。
- ⑦ 住民基本台帳ネットワークについては、出先機関での接続についても検討する必要があり、またネットワークの運用にあたっては個人情報を扱うこととなることから個人情報の漏洩防止等に努めることが重要となります。

2. 沖縄県による情報化施策の動向

沖縄県の情報化においてはインターネット普及等の飛躍的な情報通信関連産業の成長に対応して、平成10年9月に「沖縄県マルチメディアアイランド構想」を策定、情報通信関連産業の集積・振興に取り組むとともに、平成13年7月には「沖縄e-island宣言」を行い、ITを活用しての県民生活の向上及び自立に向けての持続的発展を目指して先端分野に積極的に取り組んでいくとした方針が示されました。

平成15年3月には昨今の情報化の進展と社会変革に柔軟かつ的確に対応し県民が快適で暮らしやすい県づくりを推進するため、「沖縄e-islandチャレンジプラン」を策定、沖縄県の情報通信基盤の整備、地域の情報化、行政の情報化、情報通信関連産業の振興及びIT人材育成の各分野におけるIT施策の再構築を図り、平成23年度までを期間として沖縄県のe-island実現に向けての基本的考え方及び政策を具体化する方向が示されました。

(1) 沖縄県における情報化に関する国及び沖縄県の既存計画

沖縄県においてはこれまで国及び沖縄県により、多数の情報化関連計画が策定され各種施策が推進されてきました。

平成10年	沖縄県 マルチメディアアイランド構想	情報通信関連産業の集積と振興、人材の育成・研究開発の促進、先進的アプリケーションの構築、情報通信基盤の整備等が提示され、推進されている。
平成12年	沖縄県 国際情報特区構想	沖縄県が直面する遠隔性、島嶼性などの課題を、情報通信技術を活用することで長所に変えて自立型経済を確立、県全域で豊かな生活を実現することを目指す。
	沖縄 経済振興21世紀プラン	自立型経済への移行、我が国経済社会に貢献する地域として沖縄県を位置づけ「国際的なネットワークを目指す情報通信関連産業の育成」が提示された。
平成13年	沖縄県 行政情報化推進計画	県民一人一人がネットワークを活用して行政情報の入手や、行政手続が行えるようにするとともに、庁内事務の効率化・高度化、県内市町村の行政事務の電子化推進などを目指す施策を提示し推進している。
	沖縄県 e-island 宣言	沖縄県が全国に先駆けて、ITを活用した県土づくりを展開し、先端分野に積極的に取り組んでいく決意をアピールしたもの。
	情報通信分野の人材育成に関する基本方針	多様で高度な人材を育成し、充実したIT人材層を形成するための「情報通信関連分野の人材育成に関する基本方針」。
平成14年	沖縄県 情報通信産業振興計画	民間主導による自立型経済の構築を実現するためのリーディング産業としての情報通信関連産業の集積・振興を図るため、沖縄振興計画の分野別計画として「情報通信産業振興計画」を策定する。
平成15年	沖縄県 e-island チャレンジプラン	平成23年度までの10年間を視野に、沖縄県のe-island実現に向けての基本的考え方及び政策を具体化する方向を示した。

表1-2 沖縄県における情報化に関する既存計画

(引用：沖縄e-islandチャレンジプラン、沖縄県情報産業振興計画)

(2) 沖縄県 e-island チャレンジプラン

情報通信基盤整備、地域情報化、行政情報化、情報通信関連産業振興、IT人材育成の各分野の現状を踏まえ、10年間で視野に入れた本県のe-island実現に向けての基本的考え方と政策を具体化する方向性が示されました。

① チャレンジプランの基本目標

チャレンジプランの目標 (ITを核とする自立した情報交流圏の構築)

情報通信ネットワークの活用により、本土からの遠隔性や島嶼性などのハンディキャップを解決するとともに、自立した情報交流圏及び経済圏を確立する。さらに、世界との活発な交流を有するアジア・太平洋地域の情報通信ハブの実現を目指す。

内発型情報交流圏の確立

○ 県民生活

CANの整備を促進し、離島・へき地を多く抱える沖縄県において、内発的な需要喚起による分散型ネットワークを構築することにより、来るべき分散自立型社会を先取りする地域づくりを目指す。

○ 企業・産業

情報サービス、コンテンツ制作、ソフトウェア開発の各分野において、情報通信産業振興地域制度などの各種施策を活用した集中的な取組みを展開することにより、技術者の育成と定着を図り、本県の情報化を牽引する推進力となる高度なIT人材を育成しながら、情報通信関連産業の集積・振興を図る。

○ 行政

県及び市町村は自ら積極的なITユーザになるとともに、電子申請・電子入札等フロントオフィス業務の拡大を図り、行政分野の住民サービスを向上させる。

そのため住民サービスを充実させるためのバックオフィス改革（基幹業務再構築）を推進する。

また、行政分野の情報化を民間にアウトソーシングすることにより技術者の育成と定着を促進する。さらに、行政として条件不利地域等への情報通信基盤整備を主体的に推進する役割を担う。

外との活発な交流を持つ情報交流圏の確立

沖縄県の東アジア地域の中心に位置する地勢的な特性や、日本と海外を結ぶ海底ケーブルが県内に陸揚げされているポテンシャルを活かしながら、域内、域外とのトラフィックを増大させ、沖縄県がアジア・太平洋地域の情報通信ハブ拠点となるグローバルな情報交流拠点形成を目指す。

図1-8 チャレンジプランの目標

(引用：沖縄e-island チャレンジプラン)

②重点プロジェクトの情報化施策（抜粋）

（ア）県民生活の情報化

CAN（コミュニティーエリアネットワーク）を活用、学校に整備されたパソコン教室やITサポート拠点を活用し、地域住民の情報リテラシーの向上を図る。地域ITボランティアと連携し、県民がコミュニティーの中で、ITサービスの提供者として貢献する取組みを進め、地域の活性化を促進するとしています。また、高度な行政サービスの実現のため申請・届出等の手続きや税の申告手続きのオンライン化、公金支払い オンライン化等の基礎的行政サービスの電子化を推進するとしています。

（イ）電子自治体の実現

住民基本台帳カードは、住民の希望により市町村長が発行する高いセキュリティ機能を備えたICカードであり、住民基本台帳ネットワークシステム上の利用のほか、福祉、保健の分野や公共施設の利用など、市町村が条例で定めて独自利用領域の有効活用を図ることを促進するとしています。さらに、新たなインターネット等を活用した住民サービスを提供するに際し、総合的な認証基盤としてICカードの活用を検討するとしています。

また、県内のIDC等においても、総務省の「共同アウトソーシング・電子自治体推進戦略」を前提とする「申請・届出等行政手続きのオンライン化」にかかる電子申請システム、公共・非公共調達にかかる電子入札システムなど多くのASPサービスの具現化に向け、急ピッチで取組みがなされている状況となっており、今後、県・市町村が取り組んでいく電子申請・電子入札等のフロントオフィス業務や文書管理システム等のバックオフィス業務について、県内におけるIDC及びASPを検証しながら積極的な活用を検討していくとしています。

（ウ）産業の情報化

コンテンツ政策分野として、沖縄県の恵まれた自然環境などを活かし、コンテンツに係わるクリエイタの育成、招致を推進するとともに、コンテンツ産業の育成を図るとしています。

情報サービスの分野ではコールセンターを中心に集積してきた情報サービス分野の企業集積を一層促進するとともに、情報通信関連産業の受け皿となるIDC等の集積を促進するとしています。

（３）電子県庁への取組み

沖縄県では、平成13年3月に策定した「沖縄県行政情報化推進計画」に基づき、県民サービス向上のための申請・届出等行政手続きのオンライン化や、事務効率化のための文書管理システムの導入等を総合的・計画的に推進するとしています。

以下に平成１５年度から平成１７年度までの沖縄県が計画している電子県庁の整備に向けた年次計画を示します。

事 項 \ 年 度		１５年度	１６年度	１７年度～
情報通信基盤	沖縄県総合行政ネットワーク		運 用	
	住民基本台帳ネットワーク		運 用	
行政内部事務に係るシステム	文書管理システム	開 発	運用（本庁）	運用（出先機関）
	電子申請システム	開 発	運用開始	
	電子入札（公共調達）		システム開発	
	財務会計システム	開 発	運用開始	
	その他の関連システム		関連部局と連携し調査検討	
業務共同化・アウトソーシングの推進	共同化の検討	方向性検討	共同化実現	複数都道府県への拡大検討
	民間ＩＤＣの共同利用の検討		共同利用検討	
セキュリティ対策	セキュリティの強化	適用計画書の策定	実施手順書の策定	評価・見直し

表１－３ 沖縄県の情報化の取組み
(引用：沖縄県資料)

(４) 県内各市町村の取組み状況

① 申請・届出等のオンライン化の状況（平成１３年１１月沖縄県にて調査）

沖縄県の各市町村における申請・届出等手続のオンライン化の進捗状況では、「申請書類のダウンロードシステム」を構築している市町村は４市町村のみとなっています。また、申請・届出等のオンライン化に必要な組織認証基盤システム・個人認証基盤システムが必要となるが、調査時点では、これらの認証基盤システムを構築済みの市町村はなく、構築中が２市町村のみとなっています。

② 情報システムの構築状況（平成１３年１１月沖縄県にて調査）

沖縄県の各市町村における行政の電子化について、主要システム別の構築状況としては、行政事務の簡素化・効率化のための文書管理システムを導入している市町村は少なく、電子自治体実現に向けての本格的な対応を行っている市町村はまだ少ない状況となっています。構築状況一覧表を以下のとおり示します。

システム名	構築状況
財務・会計システム	4 8 市町村構築済み
人事管理システム	2 5 //
住民基本台帳ネットワークシステム	2 0 //
公共施設予約システム	1 6 //
地理情報システム	9 //
文書管理システム	4 //

図 1 - 4 情報システム構築状況
(引用：沖縄県資料)

考 察	① P C 教室や I T サポート拠点を始めとした地域内の既存拠点を有効に活用した地域住民の情報リテラシー向上の方策が示されています ② 行政分野において情報化のアウトソーシングの方向性が示されています。 ③ 行政サービスの電子化、申請手続きのオンライン化といった基礎的行政サービスの電子化についての方針が示されています。 ④ 電子自治体の実現に伴う、I C カードの利用の方向性が示されています。 ⑤ 県内での共同アウトソーシングを見据えた I D C , A S P サービス活用の方向性が示されています。
実施要件	① うるま市においては、新市の情報化に向けて地域住民の情報リテラシー向上を図るための検討が必要となります。 ② 行政サービスの電子化、申請手続きのオンライン化について、県と歩調を合わせた取組みが必要となります。 ③ 共同アウトソーシングを見据えた I D C , A S P サービス活用の検討が求められます。

3. 他自治体における情報化の動向

情報化動向の先進事例として、合併による地域間格差（デジタルデバイド）をテレビ会議で解消された事例と、インターネット・電子メール・統合GISを利用した住民サービス事例を紹介します。

（1） 地域間格差の解消を目指した事例

～合併の“距離”をテレビ会議で克服～

福井県あわら市は芦原町と金津町の2町が2004年3月に合併して誕生しました。

同市ではどちらか一方を本庁舎とせず、機能分散をした2つの庁舎を使用しているため住民は用件によっては距離の遠い庁舎まで出向かなければならないこともあります。そこであわら市では、住民サービスの低下を防ぐため、テレビ会議を活用した「窓口相談システム」の構築を行い、担当課が置かれていない庁舎でも窓口相談業務ができるようにしています。今後の展開として窓口相談の端末を公民館にも設置することも検討されており、合併による庁舎間の距離を「窓口相談システム」利用により埋めることを図っています。

（2） 住民サービスの向上を目指した事例

～申請・届出だけでなく料金納付もインターネットで～

東京都三鷹市は、2003年1月から3月末まで電子申請システムの実証実験を行っています。全国の9都市が参加した総務省の「電子自治体推進パイロット事業」の一環で、このパイロット事業は総務省によって行われた電子申請・届出、施設予約などの汎用的受付システムを複数自治体で共同利用するという実証実験となっています。

2002年度から、総務省の「電子自治体推進パイロット事業」に途中参加した三鷹市は、オンライン化した手続きのうちの「指定自転車駐車場利用登録申請」と「市民保養所利用申し込み」の2業務について公金の電子収納（住民側から見ると電子納付）する実証実験を行いました。この実験では、住民がインターネット上で申請から納付までのすべての手続きを行うことが出来ることとなり、住民サービスの向上が図られましたが、その後も研究会を継続的に開催し、住民の意見との調整を図りながら、ITなどの先進技術を取入れたまちづくりを展開しています。

（3） 住民サービスの向上を目指した事例

～役所に一度も足を運ばずに情報公開が受けられる～

奈良県橿原市では、1998年に公布された「橿原市情報公開条例」に基づき、翌1999年インターネットを利用した情報公開サービスを住民に提供しています。インターネット・電子メールを活用し、住民からの公開請求の受付はもとより、公開文書の写しも請求者に電子メールで送付をしています。公開文書の写しを請求者に電子

メールで送るサービスを行っているのは、全国でも唯一樫原市のみで行っています。条例が公布された後の樫原市の情報公開請求は130～150件程度で、そのうち電子メールによる件数は20件程度となっていますが今後の普及が期待されています。このサービスの情報公開サービスの立ち上げには、公開文書をするスキャナやPDF作成ソフトなどすべて市販品を使用し、ほとんどコストがかかっておらず、インターネットや電子メールを積極的に活用した新しい住民サービスの事例となっています。

(4) 住民サービスの向上を目指した事例

～統合GISの地図情報を住民に～

千葉県浦安市では、2001年3月から統合GIS（地図情報システム）を導入しています。

一般的に、GISを導入する自治体は、固定資産の管理や上下水道施設台帳の管理などの業務効率化を目的とした例は多くありますが、浦安市ではそうした業務の効率化ツールとしての利用にとどまらず、住民と行政が情報交流するための“プラットフォーム”として統合型GISを活用することを目指しています。

具体的には浦安市は同市のGISデータベースを公開し、その地図情報を利用してもらうことを始めました。このGISデータベースは「e-まっぷ」と呼んでおり、GISの地図情報に電子掲示板機能を連動させて、住民から行政に対する意見や情報を提供してもらう「e-まっぷ掲示板」サービスや、住民が加工した地図情報を電子メールでやり取りできる「e-まっぷメール」サービスを提供しています。今後さらに「e-まっぷ」を使ったいくつかのサービスを実稼動させる予定としています。

考 察

- ① テレビ会議により合併後の行政サービスの地域間格差解消が図られています。
- ② 実証実験として電子収納まで可能な電子申請サービスが行われています。
- ③ 電子メール・インターネットを活用した情報公開サービスにより、住民サービスの向上が図られています。
- ④ 統合GISを住民と行政の情報交流基盤として活用することにより、住民サービスの向上が図られています。

実施要件

合併による行政エリアの広域化に伴い、地域間格差を解消できる仕組みづくりの検討が求められています。また、ITを利用した住民サービスの向上を図った仕組みづくりが必要となります。

4. 他自治体における行政運営手法の動向

行政運営手法の先進事例として、システムのアウトソーシングによるコスト削減事例と、市民コールセンターによる住民サービスの向上事例を紹介します。

(1) コスト削減に向けた情報化事例

～基幹業務システムをすべてアウトソーシング

福島県喜多方市では、これまでメインフレーム上に独自開発したアプリケーションで基幹業務システムを構築、運用していましたが、このすべてを2001年度から2004年度の間に、市内のiDC（インターネット・データセンター）のサーバに移し、システム運営・保守業務をアウトソーシングするとしています。喜多方市の庁内にはクライアント端末のみの配置となり、これによってコスト削減や職員の効果的な再配置が可能となり、さらに今後の電子自治体推進の拡張性を確保しより一層の住民サービス向上が期待されています。

アウトソーシングに際して、基幹業務システムを従来のメインフレームからオープン系のシステムに切り替え、アプリケーションについてはパッケージソフトを利用しています。

基幹システムの外部委託とオープン化によるコスト削減を目指した事例となっています。

(2) 住民サービスの向上を目指した業務運営手法

～市民コールセンター ちょっとおしえてコール～

札幌市では、平成15年4月より住民サービス向けのコールセンターを開始しました。

当コールセンターは、札幌市IT経営戦略の3本のひとつである「住民サービスの向上」のビジョンを満たすサービスとして位置付けられているもので、住民は電話やFAX・Eメールを利用してサービスが受けられ、受付時間は8:00～21:00の年中無休とし、サラリーマンなど役所の開いている時間帯にサービスを受けられない住民に対応しています。

コールセンターの運用は、高い顧客対応能力と情報処理のノウハウを持つ市内に施設を有するコールセンター業者に業務委託を行い、業務形態としてはオペレータが5名で、オペレータの統括、Eメール・FAX対応などを行うスーパーバイザが1名という体制で運用しています。

主に市民からの頻繁に問合せのある簡単な質問について、コールセンターで一次回答することにより、住民を迷わせずに情報提供を行います。特に問合せ先が複数部局にまたがる場合などのたらい回しの抑制が可能になります。さらに、コールセンターでの対応履歴をデータベースに蓄積することにより、一次回答の精度の向上、および

住民の要望を分析することが可能になり、施策立案に活用されています。

「住民サービスの向上」と効果的な「住民ニーズの抽出」が図られた事例となっています。

考 察
① 情報システムの運用・保守業務上の課題に対して、処理手順を含む関連業務全体の客観的な評価をもとに改善を進めています。
② 単なる業務委託を超えた外部ノウハウの有効活用によって、行政運営の課題解決を進めています。
③ 市民コールセンターの運用により、「住民サービスの向上」と「住民ニーズの抽出」が可能になっています。

実施要件
① うるま市においては、外部ノウハウを有効に活用することによる運用・保守業務のコスト削減策の検討が必要になります。
② 市民コールセンター等の住民サービスの充実とニーズの抽出を可能にする仕組みづくりの検討が必要となります。

5. 情報化技術の動向

情報化技術の最新技術として、認証VLAN及びデータセンターによるセキュリティ技術、ASP提供のアプリケーション利用及びレガシーシステムの更改によるコスト削減事例などを紹介します。

(1) ユーザ認証による新たなセキュリティ技術

～認証VLAN～

認証VLANシステムでは、端末をネットワークに接続する際にID・パスワード等で認証を行い、認証された端末のみを、特定のネットワーク（アクセスが許可されたVLAN）に所属させる新しいセキュリティ技術です。使用者は登録したIDとパスワードを用いてネットワークにアクセスし、認証時点でアクセスを許可された範囲のネットワーク内で諸資源の利用等を行うことになります。

外部の脅威から組織を守るセキュリティだけでなく、持ち込みPCによるウイルスの庁内感染や部外者の不正アクセスによる情報漏洩への対策として内部セキュリティを実現する技術として利用されています。

沖縄県内の自治体においても既に導入実績があり、セキュリティ確保の新たな技術としての利用が進んでいます。

(2) IPv6に対応したセキュリティ機能に優れたデータセンター

～IPv6データセンター～

「IPv6」(Internet Protocol version 6)は、現在利用されている「IPv4」に代わるインターネット・プロトコル(通信規約)です。IPv6はアドレス空間が128ビット(2128個(=約 3.4×10^{38} 個))へ、飛躍的に拡大することにより以下の特徴を有します。

- ① IPv6アドレスの増加によりPC以外にも様々な機器にグローバルIPv6アドレスの割り当てが可能になり、容易にインターネット上の双方向通信が可能
- ② アドレス構造にネットワーク情報が含まれるため機器の自動設定やルーティング負荷の軽減が実現
- ③ 特別な機器を設置せずに、暗号化機能や品質制御機能が実現可能 等の特徴があります。

総務省は、電子自治体の実現や地方支援などを目的として地域データセンターの整備をすすめており、IPv6データセンターは、インターネット・プロトコルとしてIPv6に対応し、公的認証基盤を備えた電子申請システムなど、市町村における電子自治体サービスの共通基盤となるデータセンターです。IXと直結し、高速大容量のインターネットとの接続を実現するとともに、接続装置の2重化が行われており、電子自治体の諸サービスを提供する上で特に重要な、高度な信頼性を備えたデータセ

ンターとして機能します。

データセンターには、各自治体ごとのIT投資の軽減と効率的な電子自治体の推進に資するため、広域自治体行政サービスの実施・連携を可能とするASPサーバを設置します。

また、社会インフラを形成する情報システムの運用に必要不可欠なデータのバックアップと保管により、大規模な自然災害、テロ行為などで障害を受けたデータを回復する場面などで、きわめて強固なセキュリティを備えたデータ保管機能の提供を行います。

今後の各自治体においての共同構築、共同利用の検討が求められています。

(3) 複数地方公共団体が共同でアプリケーション利用によるコスト削減

～ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）～

ASPとはビジネス用のアプリケーションソフトをインターネットを通じて顧客にレンタルする事業者です。

ユーザはWebブラウザを使って、ASPの運営するサーバにインストールされたアプリケーションソフトを利用します。レンタルアプリケーションを利用すると、ユーザのパソコンには個々のアプリケーションソフトをインストールする必要がないことから、自治体等の情報システム部門の大きな負担となっているアプリケーション購入、インストールや管理業務及びアップグレードにかかる費用の節減を図ることが可能となります。

ASPは複数の地方公共団体での共同利用が可能であり、IDCの利用とともに共同アウトソーシングによる行政コスト削減の有効な方法として注目されています。

(4) 基幹業務システムのオープンシステム移行によるコスト削減

～「レガシーシステム」の全面刷新～

国では各省庁の基幹業務システム等で使われている汎用コンピュータやオフコン中心のいわゆる「レガシーシステム」を特定大手ベンダーが構築、長年にわたって運用・保守を一手に引き受けてきましたが、コストの高さが指摘されており、全面刷新を行うなかで大幅なコスト削減の必要に迫られています。

地方公共団体においても、基幹業務システム等においてはホストコンピュータを中心とした「レガシーシステム」が主流であり、これらのメインフレームからオープン系OSを搭載したWeb系サーバへ移行する検討が進められています。

レガシーシステムの運用継続は、システム維持コストが高額、システムが複雑化しておりメンテナンスが困難、新しいテクノロジーがオープン系システム中心に開発されるため新技術への対応が困難、将来的には技術者が不足する、C/Sとレガシーの両システムの運用は非効率で運用コスト増がとめられないといった問題点が指摘され

ています。

レガシーシステムへの新機能付与やメンテナンスの際には従前ベンダーとの主として随意契約での発注となることから、運用・保守注文の際に競争原理が働かないことも高コスト体質に陥ることともなっており、システムをオープン化することは行政コスト削減のためにも緊急の課題となっています。

考 察

- ① 新たなセキュリティ技術において、認証VLANが積極的に活用されています。
- ② データセンターの活用による、IPv6利用および共同利用・設備投資削減の方向性が示されています。
- ③ アプリケーションソフトの複数自治体での共同利用によるコスト削減の方向性が示されています。
- ④ レガシーシステムのメインフレームからオープンシステムへの全面刷新によるコスト削減の方向性が示されています。

実施要件

- ① 今後の自治体のネットワーク構築をする上で、セキュリティ技術の活用は最重要となり、認証VLAN等の職員認証基盤の導入検討が必要となります。
- ② うるま市においては、合併に伴う広域化に伴い、データセンターやASP等を利用したコスト削減の検討が必要となります。
- ③ うるま市において基幹業務システム等で運用しているレガシーシステムをオープンシステムへ移行させる検討が必要となります。

第2章 四市町を取り巻く環境と新市のまちづくり

この章では四市町の地域特性と「新市建設計画」及び「新市建設計画基礎調査」のアンケート調査結果から、うるま市の情報化に向けた考察を行います。その考察を基に情報化計画に反映させる住民ニーズ、各種商業・産業の活性化のためのニーズ及び行政運営と住民サービスを効率よく行うためのニーズ等を整理し実施要件の提起を行います。

1. 地域特性

ここではうるま市の立地と環境特性及び資源、人口動態と移動、産業経済の特徴等について整理します。

(1) 立地と環境特性及び資源

① うるま市の立地と環境

うるま市は、沖縄本島中部の東海岸に位置し、東に金武湾及び太平洋、西には沖縄市、南は中城湾、北には金武町と恩納村に接しています。

うるま市の人口は約11万の規模を有する都市となり、那覇市、沖縄市に次いで沖縄県第3位の中核都市として位置付けられます。また、総面積は85.82km²で、沖縄県全体の3.8%を占めています。

四市町の各自治体は歴史的にも強いつながりを持っており、生活・経済の面の他、地域の青年会が主催するエイサー大会に他自治体の青年会のエイサーが参加するなど、特に文化面での住民同士の交流が活発に行われています。

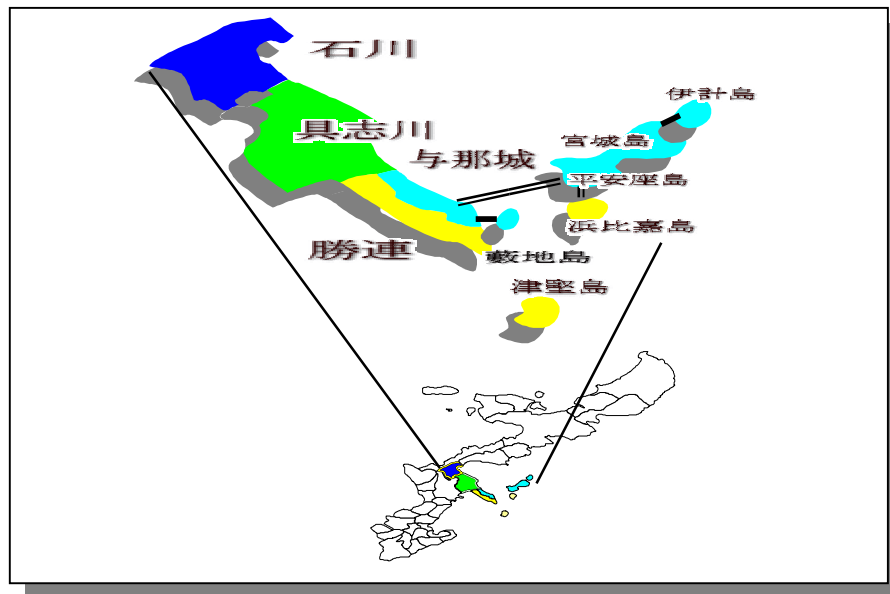


図2-1 うるま市の位置

② 四市町の特性と資源

(ア) 具志川市

具志川市は市立図書館、市民芸術劇場などの住民の教養・文化活動を支える施設とともに、安慶名中央公園、具志川野外レクリエーションセンター、野鳥の森自然公園など住民が憩える場所としての施設の整備がすすんでいます。

新港地区においては港湾整備の事業が進められており、具志川市の産業振興の起爆剤として大きな期待が寄せられています。またその新港地区では特別自由貿易地域の形成など沖縄の産業をリードする地域活性化事業も進められています。

観光及び文化の面では闘牛が盛んな沖縄にあつて全島闘牛大会会場の安慶名闘牛場を有するなど、県内でも最も闘牛が盛んな地域となっています。また、全島獅子舞フェスティバル、具志川市青年エイサーまつり、市民総合文化祭の開催及び具志川市文学賞を創設するなど文化面での活動も盛んな地域です。

(イ) 石川市

石川市は沖縄本島中央部の東側に位置し、沖縄本島の東西距離が最も短い立地の環境から沖縄本島を縦断する沖縄自動車道、国道331号及び国道58号への接続道路といった主要な道路が集中しており、沖縄本島の南部圏と北部圏を結ぶ交通の要衝地域となっています。

石川市は東シナ海と太平洋を一望する石川高原、沖縄の本来の森や亜熱帯の自然を再現したビオスの丘、海水浴やウィンドサーフィン、ジェットスキーなどのマリンスポーツが楽しめる石川公園などの石川市のもつ観光資源とともに、沖縄本島西海岸のリゾート地にも近接しており立地自体が観光資源ともなっています。

(ウ) 勝連町

勝連町は与勝半島の南側の地域と浜比嘉島、津堅島、浮原島、南浮原島からなり、豊かで広大な海域に恵まれています。

勝連及び勝連城は「心豊か」「気高い」「品位ある」を意味する古語の「きむたか」と称され、国指定史跡の勝連城跡は「琉球王国のグスク及び関連遺産郡」のひとつとして平成12年に世界遺産に登録をされています。

「きむたかホール」を中心に行っている伝統文化の継承と発展、人材育成を目的とする県内外との異文化交流を実施しながらの地域の小中高生の参加を募っての文化活動は、新たな地域文化を芽生えさせるものとして、また若者を育成する新たな活動の方法として県内外からも注目を集めています。

(エ) 与那城町

与那城町は与勝半島の北側半分と藪地、平安座、宮城、伊計の４つの島からなり、これらの島々は海中道路や大小様々な橋で結ばれています。

与那城町は、海にかける橋のまち「あやはしの町与那城」として知られ、風光明媚な自然とともに、静穏な海域と島々の特性を生かした滞在型リゾートの開発と誘致に向けた取り組みが行われています。

海の駅あやはし館沿いの海岸にて毎年行われる「よなしろシーアートフェスティバル」は、地域の資源でもある広大な砂浜を有効利用する地域ぐるみのイベントで、砂上の芸術作品を「ひと目見よう」と県内各地からも多くの見学者を集めています。

考 察	
	① 行政区域の東西の移動距離が約１時間と広大な区域となっています ② 沖縄本島西海岸リゾート地域に近接する交通要衝地域と海中道路を隔てる風光明媚な滞在型リゾートを目指せる閑静な地域及び特別自由貿易として産業活動の活性化が担える地域資源があります ③ エイサーや闘牛、伝統芸能などとともに若者が参加する新たな地域文化の創造活動は本地域外からも注目される優れた地域の資源です
実施要件	① 行政区域が広域化されることによる行政サービスの享受格差を生まないためにもＩＴによる格差是正策の策定が必要となります ② うるま市がもつ伝統芸能や新たな地域文化の創造活動、エイサーなどのイベント及び豊かな自然や歴史などについては観光資源として生かすためにも効率よく発信することが求められます

(2) 人口動態と移動

① 人口・世帯数動向

平成15年3月末現在までの国勢調査及び沖縄県住民基本台帳人口・世帯数統計をみると、四市町の人口は114,453人、世帯数は38,503世帯で、昭和60年から人口・世帯数をみると増加基調にありますが、特徴的に一世帯当たりの人口は0.0ポイント減少傾向にあり、核家族化が進んでいる状況といえます。

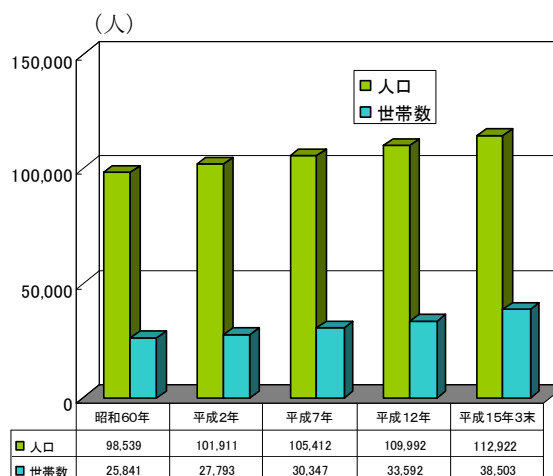


図2-2 人口・世帯の推移

(参考：平成15年度新市建設計画基礎調査)

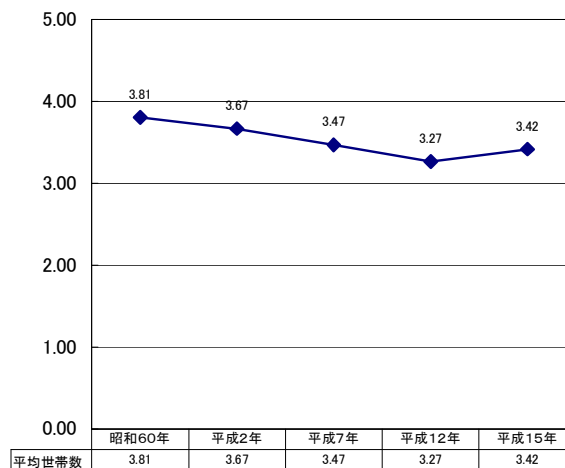


図2-3 平均世帯数の推移

(参考：平成15年度新市建設計画基礎調査)

② 年齢別人口

平成15年3月末現在、四市町の年齢3区分の人口は0～14歳の年少人口が22,470(19.6%)、15歳～64歳が69,579人(60.8%)、65歳以上が22,404人(19.6%)となっています。昭和60年からの推移をみると、緩やかな傾向で少子高齢化が進んでいます。

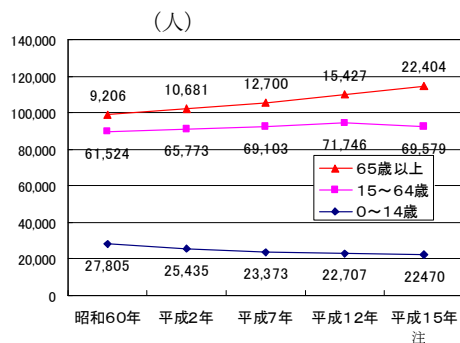


図2-4 年齢別3区分人口の推移

(参考：平成15年度新市建設計画基礎調査)

注：平成15年数値は推定です

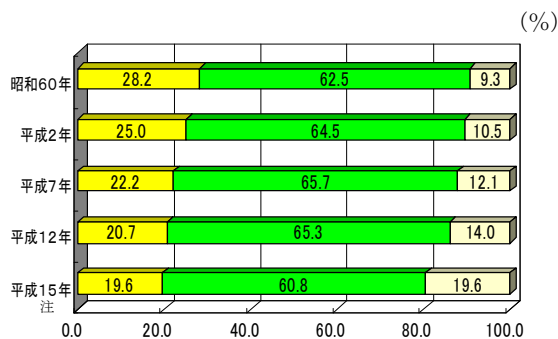


図2-5 年齢別3区分割合の推移

(参考：平成15年度新市建設計画基礎調査)

注：平成15年数値は推定です

③人口移動

平成12年の四市における昼間人口は99,190人、夜間人口は109,880人と昼間人口が10,700人程度少なくなっていますが、人口及び世帯数の増加基調からしても、居住地を本地域に構え、近隣市町村へ就業している状況は生活を営む上でいかに地元思考が強いかが伺えます。

(単位：人・％)

	①昼間人口	②昼間人口流入	③昼間人口流出	④＝②－③	夜間人口	昼間人口比率
具志川市	56,547	9,524	13,961	-4,437	60,984	92.7%
石川市	19,467	2,822	5,323	-2,501	21,968	88.6%
勝連町	12,082	2,019	3,507	-1,488	13,570	89.0%
与那城町	11,094	1,631	3,895	-2,264	13,358	83.1%
合 計	99,190	15,996	26,686	-10,690	109,880	90.3%

表2-1 昼夜間人口による人口移動の状況

(参考：平成15年度新市建設計画基礎調査)

※人口の移動は通勤・通学での流入

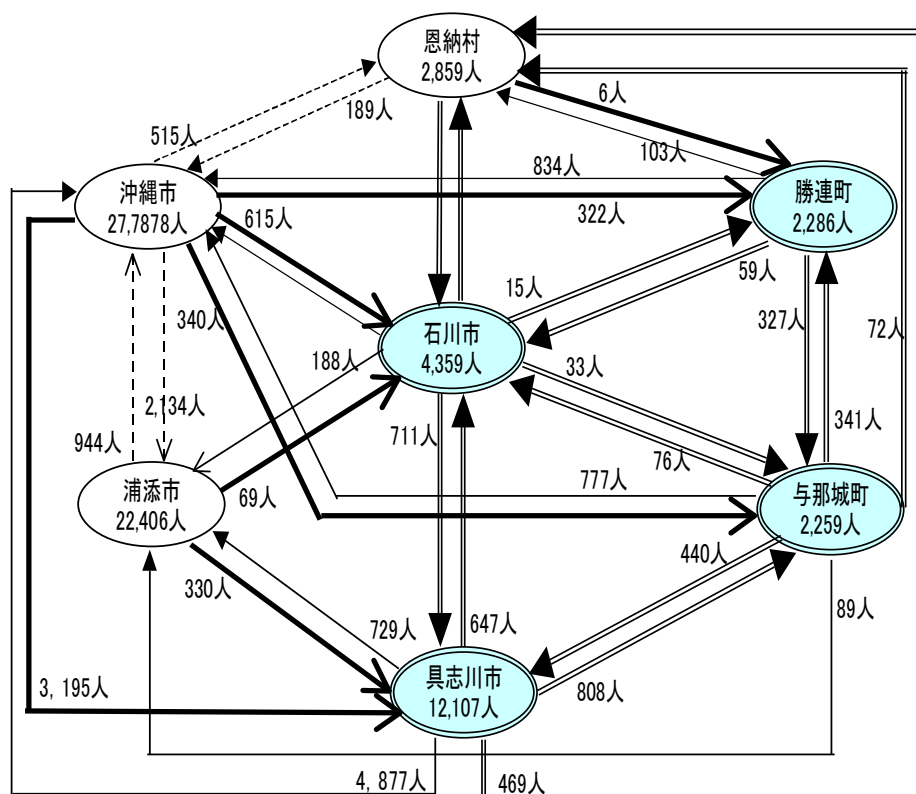


図2-6 平成12年本地域の就業者の状況

(参考：平成15年度新市建設計画基礎調査)

④ 主要通学先の人口移動

平成１２年国勢調査に基づく統計からみた１５歳以上の主な通学先における人口の移動をみると、２，２７５名の約３０％が他市町村へ通学しています。

他市町村への第１位の通学地でみると、沖縄市が９０５名と最も多く、残りは与那城町から勝連町への通学が３８８名となっている。第２位の通学地で多いのは宜野湾市で２２５名、３９．８％、第３位の通学地で多いのは那覇市の１９５名で４６．９％となっています。

	本地域への通学者	他市町村への通学者	常任通学者
具志川市	3,264	1,018	4,282
石川市	1,156	360	1,516
勝連町	604	291	895
与那城町	280	606	886
合 計	5,304	2,275	7,579

表２－２ 主要通学先の人口移動の状況
(参考：平成１５年度新市建設計画基礎調査)

考 察	① 人口・世帯数ともに増加基調となっていますが、一世帯あたりの人口は減少傾向となっていることから核家族化が進んでいる状況となっています ② 年齢別人口の推移をみると緩やかな傾向で少子・高齢化が進んでいます ③ 昼夜間人口の移動状況と主要通学先の人口移動状況をみると近隣市町村への就業者や通学者が多く、生活を営む上で地元指向が強いことが伺えます
実施要件	① 福祉施設や地域コミュニティーセンター及び子育て支援センターなどの施設間の人、情報などに関するネットワーク化を推進する必要があります ② 高齢者の保健・介護等に関わる情報をデータベース化し、必要な情報をいつでもどこからでも取り出して活用できる環境と仕組みづくりを整備する必要があります ③ 地域の遊休施設等の情報を積極的に県内外へ発信し、当該地域の有効性をアピールすることにより企業を誘致し地域の活性化を図る必要があります

(3) 産業別就業者人口

産業別就業者人口の変遷をみると、第1次産業の就業者数・割合とも減少傾向です。第2次産業は緩やかに減少傾向にあり一方、第3次産業で就業者数は増加の傾向にあります。

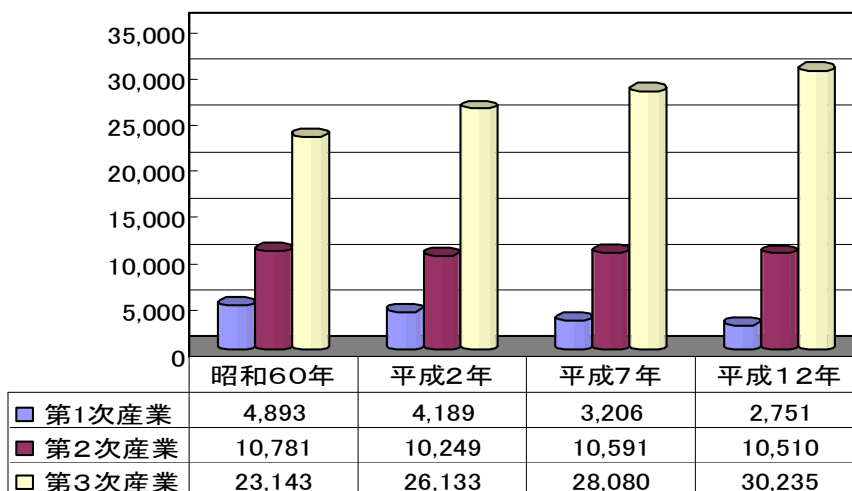


図2-7 四市町合計産業別就業者数の推移
(参考：平成15年度新市建設計画基礎調査)

考 察

産業別就業者人口では第3次産業への就業者数が増加傾向となっていることから、役所の開いている時間帯に行政サービスを受けられない市民が増加していることが示されています

実施要件

高度、多様化する市民のニーズに即した行政サービスの充実を図るための環境と仕組みづくりが必要となります

(4) 環金武湾振興QOLプロジェクト

環金武湾振興QOLプロジェクトは健康・長寿・美をキーワードに、個性豊かな地域資源を活用した金武湾を取り巻くうるま市と金武町、宜野座村を加えた市町村で構成、参加3市町村で連携した地域振興を図るプロジェクトです。

情報化に関わるプロジェクトとしては、健康長寿の研究・開発による地域振興、ゼロエミッション導入による環境調和型まちづくりなどの各リーディングプロジェクトを全国ブランドとするための各種CI事業、ネットワーク整備事業及び各種施設整備事業などがあげられています。

考 察

近隣地域の資源を連携して活かす環金武湾振興QOLプロジェクトやその他の既存の地域振興を図るプロジェクトについて、プロジェクトを構成する関係自治体の情報化計画等との整合や進行中の既存プロジェクトとの整合の必要も示されています

実施要件

地域情報化の検討にあたっては、地域資源を連携して活用するとしている関係する自治体の情報化計画の考慮を行うとともに、情報流通基盤の整備などでも連携の考慮が必要となります。また、地域内の既存プロジェクトの進捗などを把握し情報化計画に反映させる必要があります

2. うるま市のまちづくりの方向性

うるま市のまちづくりのあり方として「具志川市・石川市・勝連町・与那城町新市建設計画」にてその方向性が示されていますが、本節では新市建設計画の「新市建設の基本方針7つの柱」のうちの6つの柱から情報化計画に関わる主要施策を抽出、その考察を行い情報化計画に反映させる実施要件を整理します。

(1) 未来に向けた情報化・国際化の基盤づくり

- ① 高速・大容量通信網を基盤としたインターネットなどの普及と地域情報化を推進します
- ② 自宅や職場のパソコンからのインターネット利用で可能となる電子自治体の実現を図ります
- ③ 公共施設間の情報ネットワークである地域イントラネットの整備充実を図ります
- ④ 小中学校における高速インターネット環境の整備充実を図ります
- ⑤ テレビ会議システム導入など産業、教育、福祉、医療等に活用できるシステム体制と通信回路網の整備充実を図ります
- ⑥ 地域の情報を広く世界に発信できるような施策の展開を図ります

考 察

- ① 電子自治体の実現や、住民生活の向上及び社会活動の場などにおいてもインターネットなどのIT利用が必須となることからその普及を推進するとしています
- ② 公共施設間を高速ネットワークで結ぶ必要を示しており、その基盤としての地域イントラネットを整備し充実を図るとしています。その、整備・充実を図る地域イントラネットは行政施設のみでの利用ではなく、学校及び社会教育施設、産業、教育、福祉及び医療等の各分野においてテレビ会議システム導入などの用途での利用も示されています
- ③ うるま市の持つ伝統芸能や文化、観光情報などの各種資源及びイベント情報などを効率よく世界に向けて発信する施策展開の必要が示されています

実施要件

- ① ITの利用促進にあたってはITを利用する行政サービスの充実に併せ、住民の情報リテラシー向上を図ることが必要となります
- ② 地域イントラは行政、学校教育及び社会教育、図書館及び産業、教育、福祉及び医療等の各分野での利用を想定した整備検討を行う必要があります
- ③ 地域の情報を世界に向けて効率良く発信するための環境と仕組みづくりが求められます

(2) 地域資源を生かした豊かで活力ある産業づくり

- ① 特産物のブランド化及び販路の拡大による農業全体の活性化と魅力ある農業を展開します
- ② 市民農園や観光農園など観光と他産業の連携を図った取組みを推進します
- ③ 健康・長寿をテーマにした各種研究開発とスポーツビジネス、健康ビジネス、観光ビジネスの創出、及びそれらの相互連携による新産業を育成します
- ④ 経営基盤の強化、近代化、共同化を促進し、イベント等の開催により様々な情報を発信します
- ⑤ 新市の数多くの観光資源を活用したオンリーワンの産業を目指します
- ⑥ 自然と文化を生かす長期滞在型観光の振興やマリンスポーツ、マラソンなどのスポーツイベントのPRに努め、新たな観光客の誘致を図ります

考 察

- ① 特産物のブランド化や創出されたビジネス、イベント情報及びオンリーワン産業及び地域資源のPRのためにも関係する情報を効率良く発信する必要があると示されています
- ② 農業全体の活性化を図るためにもブランド化した商品の販路拡大は必須となることが示されています
- ③ 経営基盤の強化のためにも異種産業の連携、共同化することの必要が示されています
- ④ うるま市の数多くの観光資源を活用したオンリーワンの産業づくりを目指すとともに、自然と文化をいかす長期滞在型観光の振興により新たな観光客誘致を図る事が重要となります

実施要件

- ① 各種の情報は「広域に、タイムリーに、アピール力のある」などを考慮する必要があり、ITを積極的に活用した情報発信が必要となります
- ② 商品の注文及び決済は電子商取引としてネット上でもひろく行われるようになっており、ブランド商品販路拡大のひとつの方法としてインターネットを利用した取引を考慮する必要があります
- ③ 異業種の連携、共同化のためのIT利用では、データセンターの構築や共同化したデータの利用促進などの検討が必要となります
- ④ 観光資源を活用するオンリーワン産業をアピールするための仕組みづくりとともに、本地域での長期滞在を可能にするためには全国、全世界からの情報収集及び連絡が行える仕組みづくりが必要となります

(3) 自然と共生した安全で快適な生活環境づくり

- ① 生命や財産を守る防災・消防体制の充実に努める
- ② 多発する子どもへの犯罪等の防止のための地域ぐるみでの防犯体制づくりを図ります

考 察

生命や財産を守る防災対策や多発する子供への犯罪等を防止する対策の必要性が示されています

実施要件

教育現場への不審者等の不法侵入を監視し犯罪を未然に防ぐためには、監視カメラ等を用いた映像情報の提供が重要となります

(4) やすらぎとふれあいが支える健康・福祉づくり

- ① 社会的に弱い立場にある人が広く社会に参加し自立できるよう助け合い、共に地域の中で暮らしていける社会を目指します
- ② 高齢者、身障者などの方々が積極的に社会参加できるユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します
- ③ 県立中部病院と民間病院との連携を図った医療体制づくりを推進します
- ④ 生涯学習などの面での世代間交流等を積極的に支援します
- ⑤ 児童館、子育て支援センターの支援・充実に努めます

考 察

- ① 身障者の方々の社会参加、高齢者の方々と現役世代間との世代間交流の必要性が示されています
- ② 沖縄県等の公共機関と民間の病院、行政が支援する児童館、子育て支援センターなどの施設と親及び子といった幅のひろい連携の必要性が示されています

実施要件

- ① 身障者の社会活動への参加や世代間交流を活発にするためのツールとしてもIT利用の当分野での応用が必要となります
- ② 県立病院と民間病院、子育て支援センターなどの施設と住民といった連携においても、ITがその連携の一翼を担うことが必要となります

(5) 人と歴史がおりなし、共に学び創造する教育・文化づくり

- ① 図書館、公民館等の文化・学習施設をネットワーク化し、施設の役割分担を図ることにより、夜間でも利用できる学習活動や地域活動の場を充実します
- ② 住民一人ひとりの様々なニーズに応じて、住民が主体的に“いつでも、どこでも、だれでも”学ぶことのできる生涯学習システムの構築を推進します
- ③ 基礎・基本学習の徹底を図り、コミュニケーション能力の向上やITの学習ができる教育システムの構築を推進します
- ④ 既存のスポーツ・レクリエーション施設の整備とネットワーク化を推進します
- ⑤ 伝統文化の薫り高いまちづくりに向け、文化・芸術情報の受発信機能の充実・整備とその活用に努めます

考 察

- ① 図書館や公民館等の文化・学習施設をネットワーク化することにより、夜間でも利用できる学習活動や地域活動の場の充実が示されています
- ② 市民一人ひとりのニーズに応じた生涯学習システムの整備が示されています
- ③ 市民の情報リテラシーの向上を図るための教育システム導入の必要性が示されています
- ④ 既存のスポーツ・レクリエーション施設間をネットワーク化することにより効率的に市民への利用提供を行う仕組みの必要性が示されています
- ⑤ うるま市の伝統文化や芸術情報を受発信するための環境を整備する必要性が示されています

実施要件

- ① 図書館や公民館及びスポーツ・レクリエーション等の公共施設間のネットワークを整備する必要があります
- ② 市民一人ひとりのニーズに応じた生涯学習システムの整備を図る必要があります
- ③ 市民の情報リテラシーの向上を図るための環境と仕組みづくりを行う必要があります
- ④ うるま市の伝統文化や芸術情報を受発信するための環境と仕組みづくりを行う必要があります

(6) パートナースhipで築く住民主役のまちづくり

- ① コミュニティーのネットワーク化を図り、地域連携の環境づくりを行います
- ② 祭りやエイサー大会など、イベント充実化とそれらを通じた地域内外交流を推進します
- ③ 企画立案から住民が参画するまちづくり体制の整備を推進します
- ④ インターネット等の I Tを活用した積極的な情報公開や情報交換を推進します
- ⑤ 住民サービスの充実を目指した自治体運営の見直しをします
- ⑥ 行政組織の横断的な連携強化を推進します
- ⑦ 行政職員の資質の向上や能力開発のための研修、事業評価の制度化など効率的な組織作りを推進します
- ⑧ 自主財源確保のためのアウトソーシング等、業務の民間委託による行政コスト削減などの施策を推進します

考 察

- ① コミュニティー同士の連携や地域のイベント等を通じた交流・連携の必要が示されています
- ② 市民が参画するまちづくりには、行政からの積極的な情報公開・情報交換が必要になることが示されています
- ③ 市民サービスの充実を図るためには自治体運営の見直し、行政組織の横断的な連携強化、行政職員の資質向上や能力開発のための研修の充実、及び事業評価制度化などの効率化の必要が示されています
- ④ 自主財源の確保のため、業務のアウトソーシング等を積極的に推進する必要が示されています

実施要件

- ① コミュニティー同士の連携や地域間交流を活発にするためのツールとしても、I Tの当分野での応用が必要となります
- ② 開かれた行政の推進と市民と行政のパートナーシップ確立に向けて、インターネット等がもつ双方向コミュニケーション機能などの積極的な活用が必要となります
- ③ 市民サービスの充実を目指した行政組織の横断的な連携強化と職員の情報リテラシーの向上、及び事業評価の制度化等を評価する仕組みが必要となります
- ④ 行政コストの削減のため、業務の民間委託によるアウトソーシング等のいっそうの推進が求められます

3. 住民のニーズ

本節では合併に関わる住民ニーズ調査「新市建設計画策定のためのアンケート調査(平成15年7月～9月実施)」について、情報化に関わる項目について参照、考察を行い情報化計画に反映させる実施施策を整理します。

(1) 住民への市や町から提供される情報の満足度について

(設問) お住まいの市・町の環境のうち、市・町からの情報提供の状況についてどう思いますか。

(アンケート回答)

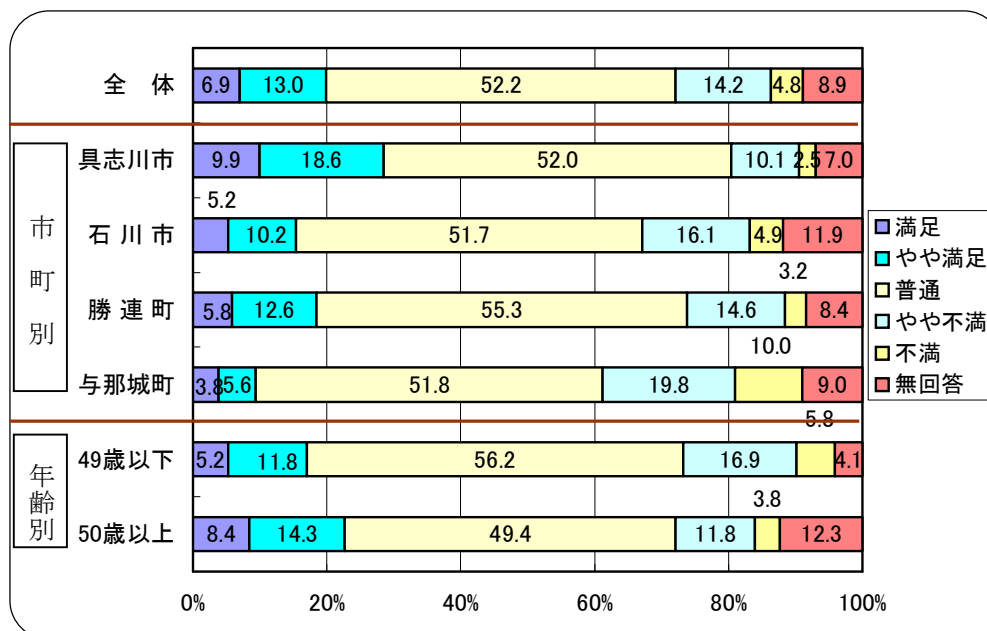


図2-8 市や町からの情報提供

(参考：住民ニーズ調査)

考 察

- ① 市や町からの情報提供について「やや不満」と「不満」を合わせると20%近くになっています。なお、年齢別の満足度では49歳以下の年齢層における満足度は低い傾向となっています
- ② 行政からの情報提供について、不満と回答された住民が約2割ともなっており、不満者を減らすための施策展開の必要を示しています

実施要件

行政が施策や制度等を決定する際は市民へ情報公開を行い、住民から収集した意見や要望を取入れる仕組みづくりが求められています

(2) 教育環境・施設整備の満足度について

(設問) お住まいの市・町の環境のうち、教育環境・施設整備の状況について
どう思いますか。

(アンケート回答)

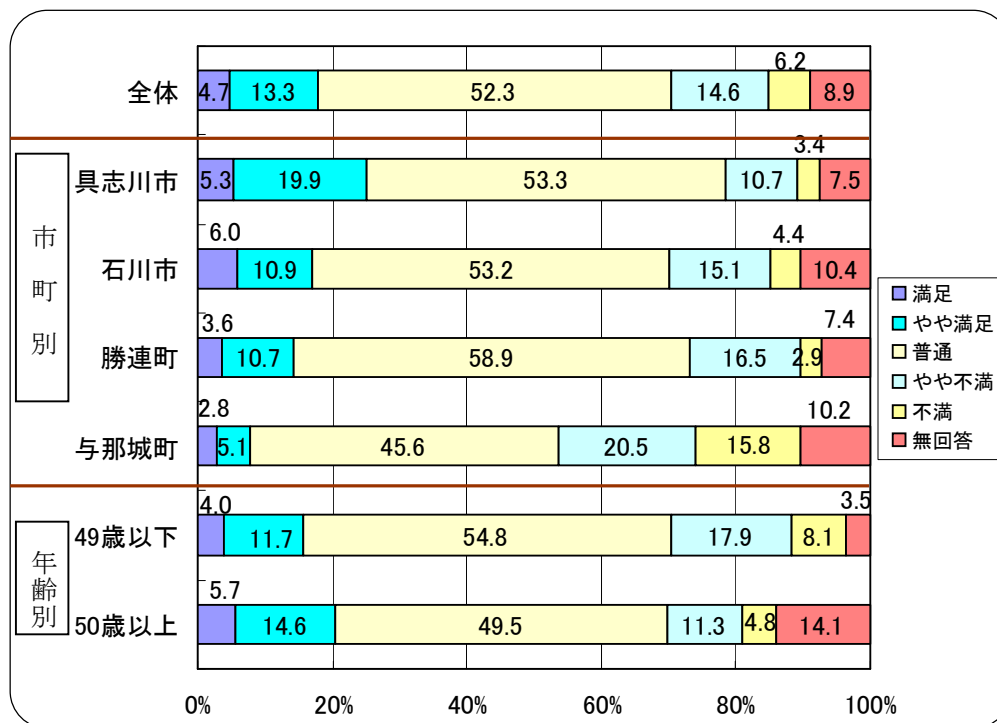


図 2 - 9 教育環境整備の状況
(参考：住民ニーズ調査)

考 察

- ① 全体では「やや不満」と「不満」をあわせた不満足割合は21%と高くなっていることから、不満足割合を減らすための施策を展開する必要性が示されています
- ② 市町別でみた場合、不満足割合が36%にのぼる自治体もあり、地域間の格差を是正するための施策の必要を示しています
- ③ 年齢別では49歳以下の年齢層において、不満足度が高い傾向となっていることから、教育環境の充実を図るための施策を行う必要性が示されています

実施要件

教育環境については教育施設の充実とともに魅力ある教育システムの整備が求められています。その環境改善の検討にあたって、遠隔授業や交流授業及び合同授業等の分野でITの積極的な活用が求められます

(3) 合併により期待できる点

(設問) あなたは四市町が合併した場合、どんなことに期待ができると考えますか。(複数回答)

(アンケート回答)

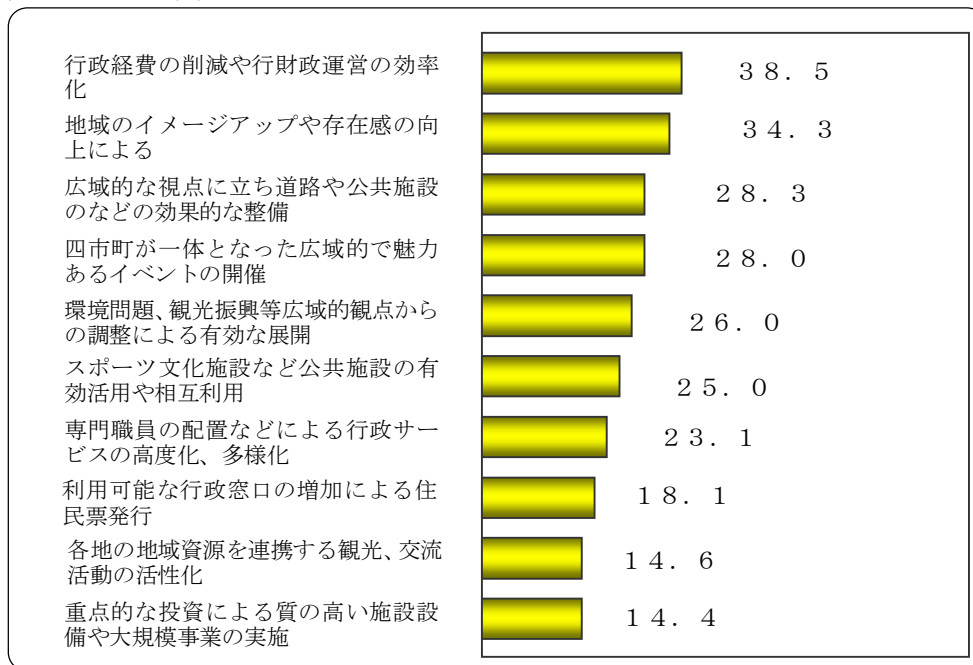


図 2-10 合併による期待できる点

(参考：住民ニーズ調査)

考 察

- ① 合併への期待として「行政経費削減や行財政運営効率化」が多くの住民の意見となっていることから、行政の効率化を図る事によって住民サービスの向上に向けた施策を展開する事の必要性が示されています
- ② 次に意見の多い「地域のイメージアップや存在感向上」については、住民と行政が一体となって地域のイメージを向上させるための環境整備を行い、積極的にアピールすることの必要性が示されています

実施要件

- ① 行財政運営の効率化と行政サービスの充実化を図るためにも、ITを有効に活用した業務改善の推進や、アウトソーシングによる行政コストの削減を行うことが必要となります
- ② 地域のイメージアップを図るためには、ホームページの持つ迅速性、広範性、双方向性等の機能を有効に活用し、効果的な情報発信を行うことが必要となります

(4) 合併により心配される点

(設問) あなたは、四市町が合併した場合、心配されることは何ですか。

(複数回答)

(アンケート回答)

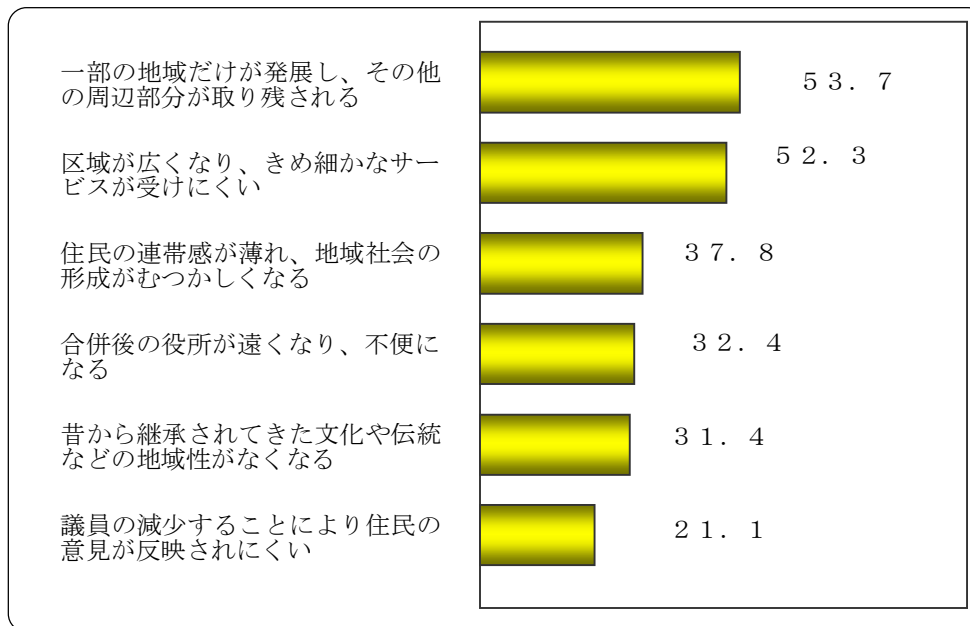


図 2 - 1 1 合併による心配される点

(参考：住民ニーズ調査)

考 察

- ① 合併により「一部の地域だけが発展し他周辺部は取り残される」ことが最も心配される点となっていることから、住民サービスの向上を図るための環境を整備する必要が示されています
- ② 行政サービスについても「区域が広くなり、きめ細かなサービスが受けにくくなる」第2位、「合併後の役所が遠くなり、不便になる」第4位と、合併での広域化によるサービス低下を不安視する意見も多く、地域間の格差を是正するための環境整備の必要を示しています

実施要件

- ① 行政エリアの広域化に伴い、居住地による行政サービス享受の格差を生じさせないためにも、ITを積極的に活用する事が重要となります
- ② ITを活用するための基盤整備として、行政の全エリアにおいて情報通信基盤の整備・充実が必要となります

(5) 新市の将来像について

(設問) あなたは、四市町が合併によって誕生する新市の将来像は、次のどれが望ましいと考えますか。(複数回答)

(アンケート回答)

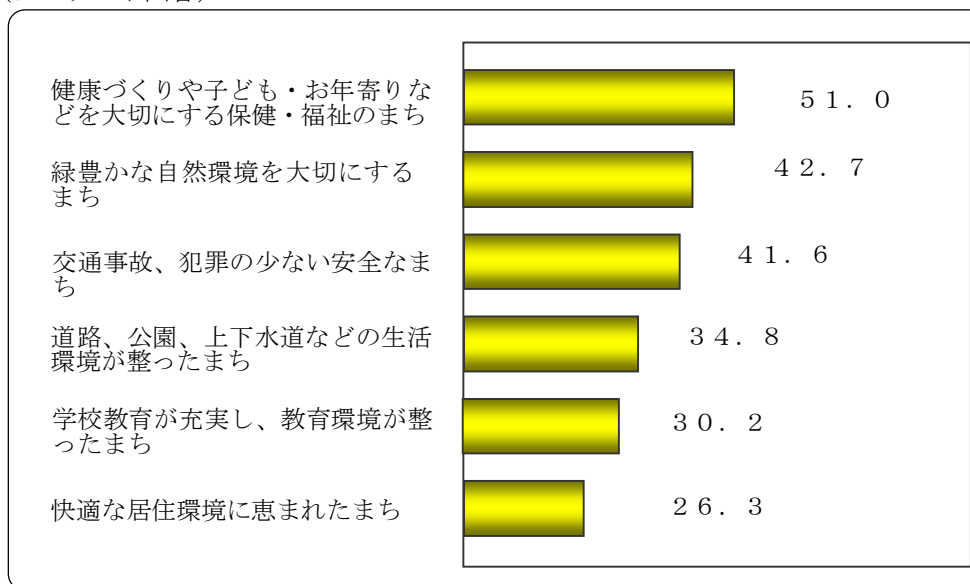


図 2 - 1 2 新市の将来像
(参考：住民ニーズ調査)

考 察

- ① 保健・福祉の充実を求める住民の声が多いことから、それらのサービスの充実を図り子供やお年寄りを大切にするまちづくり推進の必要が示されています
- ② 学校教育の充実を求める声も多く、教育環境の整備を行うための必要が示されています。また、I Tを活用した世代間交流の場を提供し、自然の大切さを学び後世に伝えることの必要が示されています
- ③ 学校現場において犯罪を未然に防止するための仕組みづくりの必要が示されています

実施要件

- ① ホームページ等を利用した保健・福祉情報の提供の充実を図る事が必要となります
- ② 情報流通基盤を活用したシステムの整備を図り、県外や県内の他の学校との交流授業や遠隔授業及び市内の学校間の合同授業等を行うための仕組みづくりや監視カメラ等を用いた防犯システムの整備が必要となります

(6) 新市の重要施策

(設問) あなたは、四市町が合併した場合、優先的に取組む施策について、次のどれが重要と考えますか。(複数回答)

(アンケート回答)

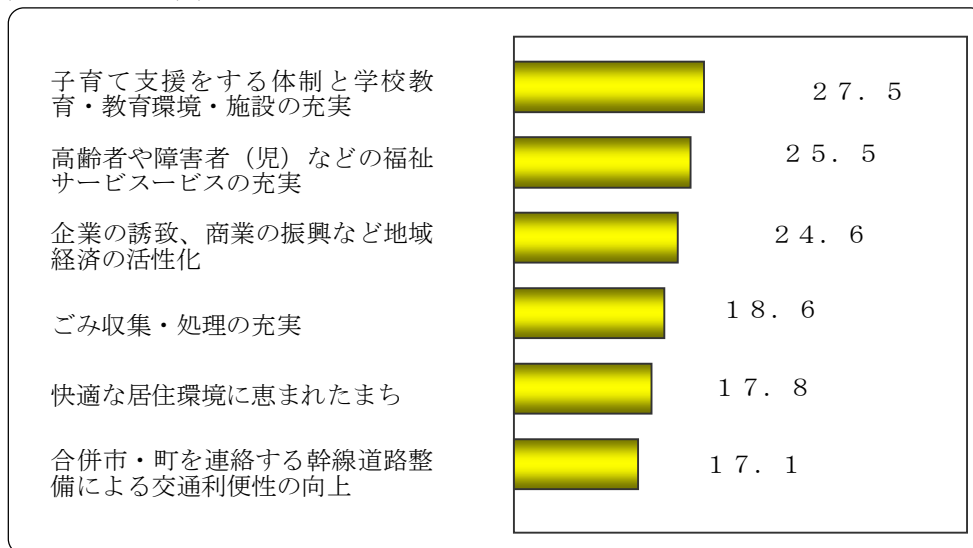


図2-13 新市の重要施策

(参考：住民ニーズ調査)

考 察

- ① 子育てを支援するための体制づくりや、学校教育における環境の整備の充実と高齢者や障害者(児)等の福祉サービスの充実が示されています
- ② 企業の誘致に向けた情報や、地元の特産品や農産品及び海産物の情報を発信する事によって地域の活性化を図る必要が示されています
- ③ ごみ収集に関する情報や道路の渋滞情報等、快適な居住環境を充実させるための情報を提供する必要が示されています

実施要件

- ① ホームページを活用した子育て支援の情報や、高齢者や障害者(児)等の福祉サービスの情報を発信するための仕組みづくりが求められています
- ② 企業の誘致に向けて特別自由貿易地域の情報や、地元の特産品等の情報を発信するための環境と仕組みづくりが求められます
- ③ 市民が必要とする情報をいつでも、どこからでも取出せる環境と仕組みづくりが必要となります

第3章 四市町の情報化現状と問題点

この章では、うるま市地域情報化計画の策定にあたり、うるま市の地域情報化事業の実施にむけた方向性を検討するため、四市町においてこれまでに行われてきた情報化の現状と問題点を整理します。

1. 四市町の情報化現状

うるま市の情報化の方向性を検討するにあたり、四市町がこれまでに行ってきた情報化の現状と、事務実施上のシステム導入状況を調査し、四市町が抱えている情報化の問題点を把握します。

ヒアリング調査については、うるま市の情報化に向け行政内部のシステムを改善することが住民サービスの品質向上や、より良い環境づくりに繋がっていくことから、これまでの四市町各課係における情報化事業に係わる取組みと、事務実施の現状を確認し分析することによって、現行の事務実施上の問題点と解決課題および解決へのアプローチを検討し、うるま市における情報化の規範的な計画策定に展開します。

(1) 現状調査

四市町はこれまで、それぞれにおいて電算システムを導入し、行政事務の効率化を図ってきましたが、これまで導入された基幹系のシステムはクライアントサーバーシステムやパソコン等スタンドアロン方式が主流となっています。

情報系システムでは、インターネット上のシステムとして議会議事録検索システムや施設予約システム等を導入しています。電子メールについては、庁内外との情報共有と事務の効率化を図るためグループウェアを利用してメールのやり取りを行っています。

職員への端末配備状況については具志川市が約7割で石川市が約3割、勝連町が約5割、与那城町は約6割で全体では5割強となっています。

これまでに四市町において導入された基幹系、情報系システムの導入状況を次ページから示します。

① 電算システム導入状況

基幹業務システム（1／1）

業務分類	システム名	四市町			
		具志川	石 川	勝 連	与那城
住民票・戸籍関係	住民基本台帳システム	O	O	CS	CS
	印鑑登録システム	O	O	CS	CS
	戸籍附票システム	O	×	×	×
	住民基本台帳ネットワーク（JNET）	CS	CS	CS	CS
	住民票・印鑑バックアップ	CS	×	CS	CS
税務係	国民健康保険・資格賦課システム	O	O	CS	CS
	市県民税システム	O	O	CS	CS
	固定資産税システム	O	O	CS	CS
	軽自動車税システム	O	O	CS	CS
	収納管理システム	O	O	CS	CS
福祉関係	介護保険システム	O	O	CS	CS
	生活保護システム	CS	CS	×	×
	児童福祉システム（以下詳細）	—	—	—	—
	保育料管理	CS	P	CS	CS
	乳幼児医療	CS	P	CS	CS
	児童手当	CS	P	CS	CS
	母子父子医療	CS	P	×	CS
	児童扶養システム	CS	P	×	×
	障害者福祉システム（以下詳細）	—	—	—	—
	障害者情報	CS	P	×	CS
	障害者医療	CS	P	×	CS
	施設入所身障	CS	P	CS	×
	施設医療	CS	P	×	×
	障害者支援費管理システム	CS	P	CS	CS
	老人医療システム	CS	P	CS	CS
国民年金	国民年金システム	CS	O	CS	CS
共有事項	宛名情報管理	O	O	×	CS
	口座情報管理	O	O	CS	CS
選挙	選挙人名簿システム	B	B	CS	B
その他 住基連携 システム	給付管理システム	CS	×	×	×
	滞納管理システム	CS	×	CS	×
	介護認定・給付管理システム	CS	CS	×	×
	健診管理システム	CS	CS	CS	CS

区分【0：オンライン方式（汎用機），CS：クライアント／サーバー方式

B：バッチ，P：パソコン等クライアント，W：Web方式】

各課個別システム（１／２）

業務分類	システム名	四市町			
		具志川	石 川	勝 連	与那城
業務	介護支援システム	C S	C S	C S	C S
	家屋評価システム	C S	×	×	×
	固定資産情報システム	C S	×	×	×
	法人市民税	C S	×	C S	C S
	外国人登録記録	P	×	P	×
	不在者投票管理システム	C S	×	C S	P
	農地台帳システム	P	×	P	P
	農地地図システム	C S	×	×	P
	精神障害者保健福祉台帳システム	×	P	×	×
	国保電子地図システム	×	P	×	×
内部情報	給与システム	C S	C S	C S	C S
	人事管理システム	×	×	C S	P
	文書管理システム	W	×	×	W
	指名選考補助システム	C S	×	×	×
	財務会計システム	C S	O	P	C S
	町村土地開発公社業務支援システム	×	×	P	×
	起債管理システム	P	P	C S	C S
土木・建設	補助版標準積算システム 2	P	×	×	×
	法定・法定外公共物地図情報システム	P	×	×	×
	建築確認支援システム	P	×	×	×
	建築データ検索システム	P	×	×	×
	沖縄県土木工事積算システム	P	P	P	×
	土木積算システム（土木工事積算）	P	P	×	P
	公共下水道台帳管理システム	P	P	×	×
	補助システム	P	P	×	×
	権利者管理システム	P	×	×	×
	土木積算システム（土木積算）	P	×	×	×
教育	委員会・施設台帳管理システム	P	×	×	×
	委員会・防音維持費管理システム	P	×	×	×
	図書館システム	C S	C S	C S	×
	学齢簿管理システム	C S	×	×	×
	学校備品管理システム	C S	×	×	×
	幼稚園保育料システム	C S	×	×	C S

区分【0：オンライン方式（汎用機），CS：クライアント／サーバー方式

B：バッチ，P：パソコン等スタンドアロン，W：Web 方式】

各課個別システム（２／２）

業務分類	システム名	四市町			
		具志川	石 川	勝 連	与那城
教育	学校図書館システム	C S	×	×	×
	学校保育管理システム	C S	×	×	×
公営企業	水道・財務会計システム	C S	C S	C S	C S
	水道・料金管理システム	C S	C S	C S	C S
	水道・土木管理システム	P	×	×	×
	水道・水道施設管理システム	C S	×	×	×
	配水池遠方監視制御システム	×	P	×	×
その他	犬の登録管理システム	P	×	P	×
県・他機関との接続	老人医療支援ネットワーク	P	P	P	P
	国保ネット	W	P	W	W

区分【0：オンライン方式(汎用機),CS：クライアント／サーバー方式

B：バッチ,P：パソコン等スタンドアロン,W：Web 方式】

情報系システム（１／１）

業務分類	システム名	四市町			
		具志川	石 川	勝 連	与那城
インターネット上のシステム	条例検索システム	W	W	×	×
	議会議事録検索システム	W	W	W	×
	施設予約システム	W	W	W	×
	行政・地域観光情報収集発信システム	×	×	W	×
	掲示板	×	W	×	×
その他	庁内グループウェア	W	W	W	W

区分【0：オンライン方式(汎用機),CS：クライアント／サーバー方式

B：バッチ,P：パソコン等スタンドアロン,W：Web 方式】

考 察

基幹系システムはクライアントサーバー方式や、スタンドアロン方式が主流となっており、それぞれのシステム毎にサーバーが異なるためデータの共有化が困難な状況となっています

また、四市町のネットワーク環境およびインターネット環境の整備は進んでいるものの、職員へのパソコン一人一台体制は四市町ともに達成されていない状況となっています。今後は情報流通基盤の整備を行い各システムの共有化を図るとともに、情報の共有化に向けて職員全員へのパソコン配備が望まれます

改善要件

- ① 事務執行の効率化に向けて電子化された情報共有の仕組みがありません
- ② 基幹システムはクライアントサーバー方式や、スタンドアロン方式が主流となっておりWeb化が図られていません
- ③ 情報系システムの導入については、四市町で利用できる内容にばらつきがあり、行政から地域生活者への情報提供のみとなっており、市民と行政が要望や意見を自由に即時的に交換できる機能が整備されていません

② 地域インターネット整備事業導入状況

四市町における地域インターネット整備事業の導入においては、具志川市、石川市、勝連町の三市町で事業を実施しており各公共施設と庁舎間をネットワークで結びインターネットが利用される環境が整備されています。与那城町は地域インターネット整備事業が未導入となっています。

(ア) 具志川市

具志川市役所と中央公民館や市民芸術劇場等の公共施設間をISDN回線やアナログ電話網を介してネットワークを構成しています。公共施設の予約状況の確認や地域生活者がインターネットを利用できる環境が整備されています。

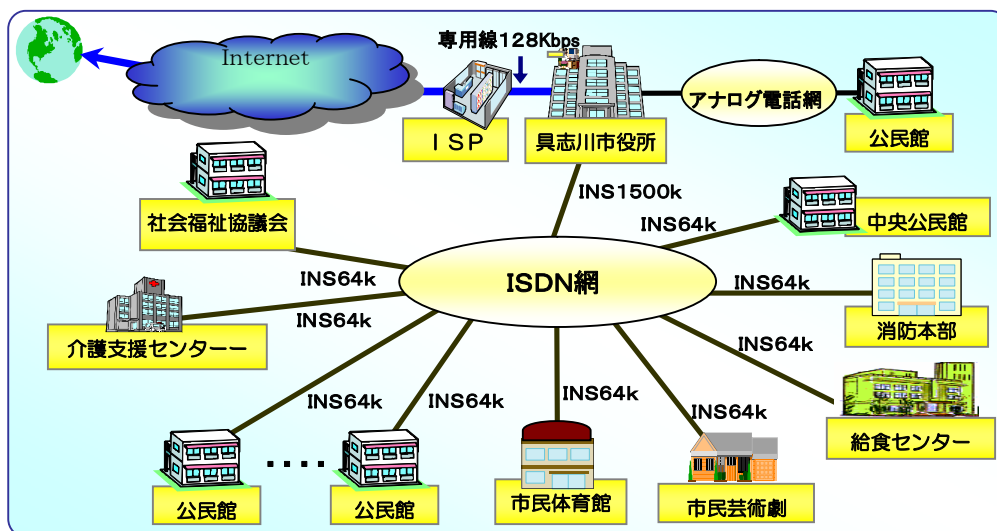


図3-1 ネットワーク構成図

(イ) 石川市

石川市役所と中央公民館や市民体育館等の公共施設および石川中学校や図書館等を無線で接続し、地域生活者がインターネットを利用できる環境が整備されています。

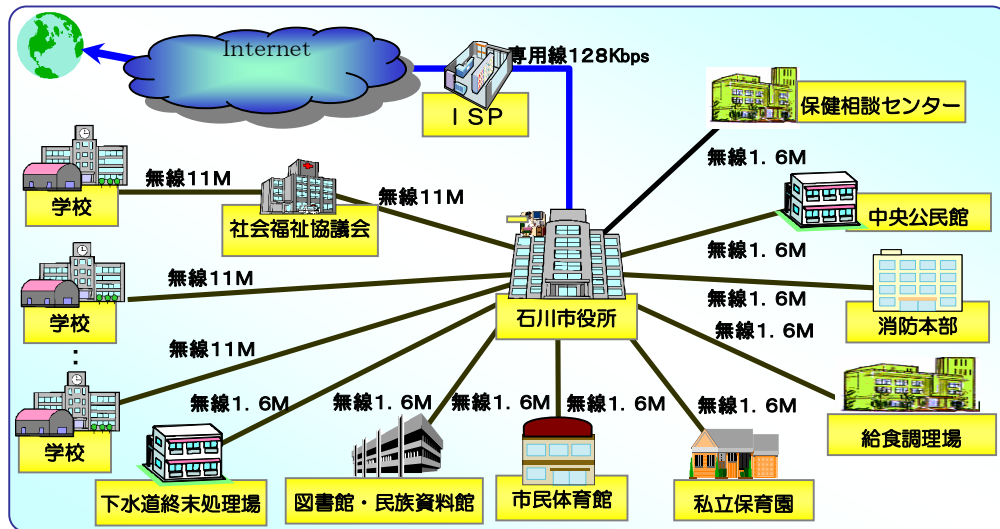


図3-2 ネットワーク構成図

(ウ) 勝連町

勝連町役場と各公民館、保健センター、保育所等を無線LANおよびISDNやアナログ電話網を介して接続し、地域生活者がインターネットを利用できる環境が整備されています。

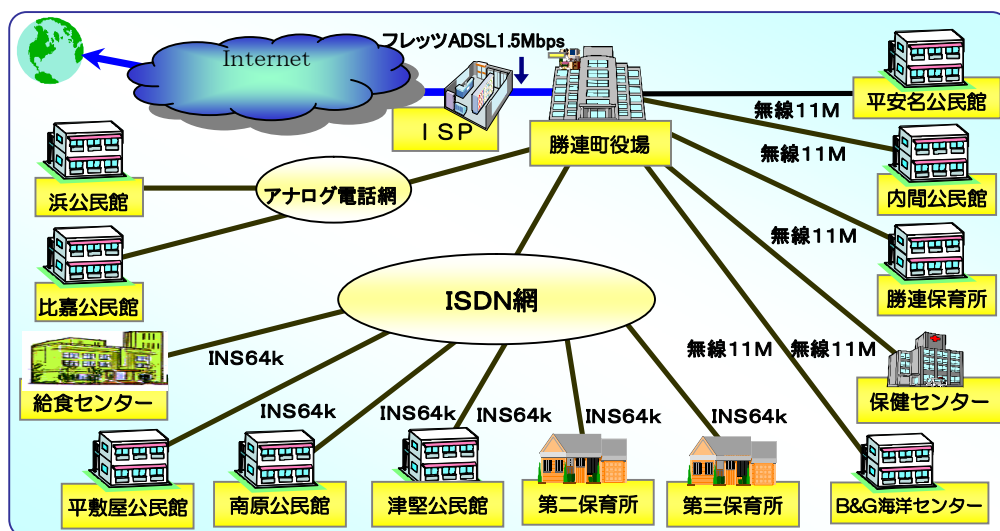


図3-3 ネットワーク構成図

勝連町は高度教育用ネットワーク利用環境整備事業も実施しており、勝連町教育委員会と各小中学校および幼稚園間をフレッツADSL等で接続し学校間の教育用として利用できる環境が整備されています。また、インターネット網にも接続されています。

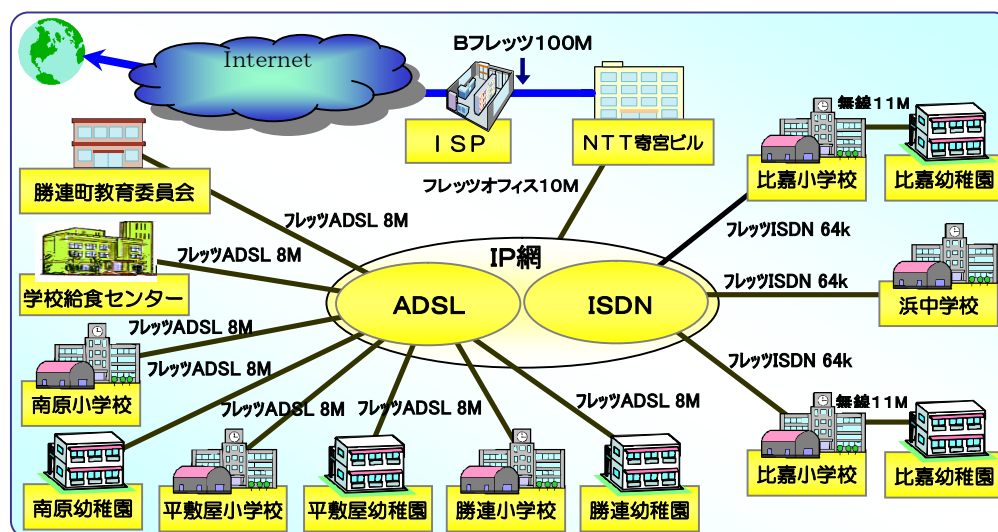


図 3-4 ネットワーク構成図

考 察

具志川市、石川市、勝連町において地域インターネット事業が導入され、それぞれの地域において活用されています。また、勝連町においては高度教育用NW利用環境整備事業も導入され、教育用のネットワークとして整備されています。全体的な傾向としてネットワークにＩＳＤＮや無線等を利用しており高速化が図られていない状況となっています

改善要件

- ① 具志川市役所とＩＳＰ間のネットワークが１２８Ｋｂｐｓとなっており、高速化が図られていません。また、各公民館とのネットワークも６４Ｋｂｐｓと高速化が図られていません
- ② 石川市役所とＩＳＰ間のネットワークが１２８Ｋｂｐｓとなっており、高速化が図られていません
- ③ 勝連町役場と各公民館とのネットワークが６４Ｋｂｐｓとなっており、高速化が図られていません。また、「高度教育用NW利用環境整備事業」で整備された各学校間を結ぶネットワーク環境については、回線速度にばらつきがあり統一化が図られていません

③ 四市町のホームページ開設状況

具志川市、石川市、勝連町、与那城町の全てがホームページを開設しており、各種統計資料や行財政に関する情報、観光名所や各種イベントに関する情報、広報に関する情報等が掲載されています。

具志川市、石川市、勝連町は庁内においてホームページの設備を持ち、それぞれの市町で管理や運用を行っているが、与那城町についてはホームページの設備を外部に委託しています。

考 察

四市町全てがホームページ上で行政情報や観光情報等の各種情報の提供を行っています。石川市のホームページでは掲示板システムが導入され、地域生活者の情報交流の場として活用されています。また、具志川市、石川市、勝連町のホームページでは施設予約システムが導入され、各種公共施設の予約状況等の検索が可能となっています

改善要件

- ① 具志川市においてはホームページの更新を担当課のみで実施しており、簡易な作業で更新できるツールが整備されていません。また、地域からの情報を収受し共有するための仕組みが整備されていません
- ② 石川市においてもホームページの更新を担当課のみで実施しており、簡易な作業で更新できるツールが整備されていません。また、地域から収集した情報を共有し発信するための仕組みが整備されていません
- ③ 勝連町においてもホームページの更新を担当課のみで実施しており、簡易な作業で更新できるツールが整備されていません。また、地域からの情報を収受し共有するための仕組みが整備されていません
- ④ 与那城町においてはホームページの更新を担当課のみで実施しており、簡易な作業で更新できるツールが整備されていません。また、地域からの情報を収受し共有するための仕組みがありません

④ 図書館システムの導入状況

図書館システムは具志川市、石川市、勝連町の三市町が公立の図書館を運用しています。具志川市と石川市の市立図書館はW e b 上から蔵書の検索が可能となっていますが、勝連町立図書館についてはW e b 上からの検索は不可となっています。具志川市は教育研究所と各小中学校の蔵書についても、データ化しており、それぞれの学校が所有している蔵書の検索もW e b 上から可能となっています。

考 察

具志川市、石川市、勝連町の三市町が公立の図書館をそれぞれで運用しています
また、具志川市は教育研究所と具志川市内の小中学校の蔵書についてもデータ化しています

今後は三市町の図書館をネットワーク化し、図書情報を一元的に管理運営する事が望まれます

改善要件

- ① 具志川市、石川市、勝連町のそれぞれにおいて公立図書館を単独で運用しており、ネットワーク化が図られていません
- ② 具志川市立図書館の蔵書はWeb上から検索が可能となっているが予約ができません
- ③ 石川市立図書館の蔵書はWeb上からは検索が可能となっているが予約ができません
- ④ 勝連町立図書館は町のホームページに図書館へのリンクはあるが現在工事中となっており、Web上から図書の検索や予約ができません
- ⑤ 四市町の学校図書館の運用状況は、具志川市の教育研究所及び小中学校（13校）の蔵書がWeb上から検索が可能となっているが予約は不可となっています
石川市、勝連町、与那城町の学校図書館についてはシステムが整備されていません

（２） 事務執行の現状

事務執行の現状についてヒアリング調査を行い、ヒアリング結果をそれぞれの項目に分類し整理しました。

①事務実施上の現状と問題点

自治体名	コメント
具志川市	・GISシステムが色々な課で別々に使われており、仕事に無駄がある様に思える。システムを統合し共有出来ればコスト削減にも繋がる ・利用者ニーズを検証し現在の事務を見直す必要性を感じているが、日々の事務作業に余裕がないため、現況を改善するための検討が為されていない
石川市	・建設工事の検査に関しては年度末に稼働が集中し人手が足りないため、他課の有資格者を2月～3月の期間だけ任命して検査事務に携わってもらっている

自治体名	コメント
勝連町	・文書管理システムを導入し部分的に運用しており、手作業による稼働が軽減されているが、文書管理システムの本格的な運用がされていないため、機能を十分に活かしきれていない ・農業従事者の高齢化に伴い、後継者の育成について対策を図る必要があるが、対策が遅れている状況となっている
与那城町	・メールを使える環境になっているが、実際には文書でのやり取りが多くメールが有効に活用されていない

②情報の共有に関する現状と問題点

自治体名	コメント
具志川市	・土地情報を各課で共有するための仕組みづくりがされていないため、道路に関する住民からの相談に対し場所の特定が困難となっている ・基幹業務システムの多くがクライアントサーバーシステムで、クライアント側にもそれぞれのシステムに対応したソフトを導入して事務を行っているため、各フロアに設置できる端末の台数に制限があり、拡張性があまり無い
石川市	・これまで実施したイベントの情報はストックしているが共有もされておらず公開もしていない
勝連町	・道路等の整備する場合に、整備予定地に遺跡が無いか照合する必要があるが、他課との情報のやり取りがうまく行われていないため、遺跡の照合をする前に工事が始まってしまうことがある ・地域インターネット整備事業で各公民館に端末を整備し、地域の子供達には利用されているが、お年寄りには殆ど利用されていない
与那城町	・うるま市では住民健診や予防接種、健康診断がどの地域から来ても受診できるようになると聞いているが、与那城地区以外の住民の方は顔も知らないため、情報の共有を図るためにはどうすれば良いのか悩んでいる

③事務のルール（フローやマニュアル）に関する現状と問題点

自治体名	コメント
具志川市	・事務のフローが確立されておらず日々の作業に追われている ・事務処理の流れがマニュアルと合っていない ・文書の保管に関するマニュアルが整備されていないため、文書の管理が各課で統一されていない
石川市	・現在のイベント実施に関するマニュアルが作成されていないため、人事異動後の4月から7月にかけては祭りの準備に追われている。誰がやっても大丈夫のようにマニュアルを作成して事務を行うようにすれば良いと思う ・事務処理のガイドラインについてはマニュアルが無い
勝連町	・利用マニュアルが整備されているがあまり活用されない
与那城町	・事務の処理方法とフローが合わない

④情報の公開に関する現状と問題点

自治体名	コメント
具志川市	・地図情報を公開するための仕組みづくりが整備されていないため、地域生活者や業者からの電話による問合せが多い ・地元企業に対する支援策が多く、内容を理解した上で地元企業の皆さんへ周知していない。現状は支援策を事務的に処理している
石川市	・ホームページの更新について全体的なニュースは随時更新しているが、各課の内容は全体で月 1 回程度の更新となっており、地域生活者のニーズに対応しきれていない ・再開発事業について空き施設の有効活用を行いたいと考えているが、公共施設の空き状況については情報の公開をしていない
勝連町	・発掘した文化財を展示する資料館が勝連町にはなく、倉庫的な施設があるのみである。また、台帳等での管理も行われておらず、データの蓄積がないため情報の発信が難しい ・文化財の情報発信については、アピールが弱いと感じている。町のホームページにパンフレットを載せている程度である
与那城町	・麻疹等の予防に関する情報は保育所へは文書で行い、地域生活者に対しては広報で行っているが、ホームページを活用したリアルタイムな情報の提供が出来ていない ・軽油税の減免制度に関する情報が、地域生活者へ周知徹底されていないため、申請があがってこない

⑤事務処理に関する現状と問題点

自治体名	コメント
具志川市	・情報の収受は紙でのやり取りだけでなく、電子データのやり取りでも可能となっているが、紙でのやり取りが慣れているため、電子データで受け取って紙で保管している ・支払い処理は機械化しているが、システム化が不十分なため手作業で処理する事務も多く煩雑となっている
石川市	・予算関連を投入するシステムが担当課に整備されていないため、ほぼ毎日別の課に出向きシステム投入しており、事務を効率的に処理するための環境整備が必要と考えられる ・普通財産の管理等は数種類の図面を見て判断するため、申し込みを受け付けてから回答を行うまでに時間がかかり非効率となっている
勝連町	・文書管理について昨年システムを導入し部分的に運用を行い、手作業が少なくなったがシステムの機能を十分に活かしてきれていない
与那城町	・兼務で事務を実施しており、議会が開催された場合は両方の事務を行うため稼働が逼迫する

⑥情報の管理、保管に関する現状と問題点

自治体名	コメント
具志川市	- 電子化された情報を保管するための検討がなされていないため、電子化された情報を紙で管理している - 住民からの要望については、パソコンで投入後に紙でファイリングしている
石川市	- 文書の管理が整理されていないため、廃棄しなくてはならない文書が地下倉庫に保管されたままとなっている - 文書や図面の保管が紙のため探すのに時間がかかる - 議事について整理を行い、同じような質問が出ないように過去の議事をデータベース化しておきたい
勝連町	- 文書の保存について規定年月を超えた文書もあり、現状は整理されていない - 備品について台帳管理を行っているが、保管場所と備品の所在が整合していない
与那城町	文書の保存については業務別にファイルして保管しているが、年度毎に仕分けされていないため整理を行う必要がある

⑦情報化への要望

自治体名	コメント
具志川市	- 地図情報システムを導入し簡単に用途地域の地図をパソコンで打ち出して、地域生活者に提供できれば住民サービスの向上につながると思う - 公共施設等にシステムを設置して簡単なタッチパネル操作で、地域生活者が自分の知りたい情報を取り出せば住民サービスの向上につながると思う
石川市	- 現在は情報を紙で保管しており必要なときに瞬時に検索することが難しい。情報をデータベース化して、どの課からも利用できるような仕組みを整備して頂きたい。うるま市になった場合は特に必要になると考えている - 現在ホームページの更新を一担当で実施しており、情報の更新が思うようにいかない。ホームページへの掲載内容に対し地域生活者からの苦情もあり、今後はどの担当からも更新できるようなシステムを導入したい
勝連町	- 道路建設等の場合に史跡の情報を他の担当と共有できるシステムがほしい - 四市町の資料館を結んで、文化財の台帳管理をしっかりと行い、地域生活者にも公開できるシステムがほしい
与那城町	- うるま市になった場合は住民検診、予防接種、健康診断がどの地域から来ても受診できるようですが、住民の顔も知らないので情報の共有が出来るようにしてほしい - 議員の方への連絡事項はメールを活用して稼働の削減を図りたい

(3) 情報化の現状のまとめ

ここでは四市町のシステム導入状況調査及びヒアリング調査の結果から、四市町の事務執行上の傾向と当該地域の傾向及び当地における現状についてまとめています。

①四市町の事務執行上の傾向について

自治体名	コメント
具志川市	・コスト意識の徹底と人員適正化は進んでいる ・部分最適による業務効率化が進んでいるが、業務や処理のトータルフローを意識した効率化の意識は低く、実施できていない ・水平思考での情報共有や活用が不足している
石川市	・水平思考に基づく他部門との情報共有の必要性に係る認識が高い ・庁外への積極的な情報発信と共有による業務の高質化への取組みは不足している
勝連町	・事務実施に必要となる情報の所在管理が曖昧 ・庁内の情報共有や情報の電子的な管理が進んでいない
与那城町	・情報の性質に即した管理の必要性認識は高い ・電子情報による行政情報の提供には消極的

②当該地域の傾向について

コメント
・部分効率のみを優先させた効果性の薄い情報化投資には、否定的で従前もあまり行われていない ・紙媒体での事務実施が主体で、庁内情報の電子化が進んでいない ・電子化された情報の共有と活用が為されていない ・外部との情報共有手段は、相手先に依存している ・人的稼働により、行政サービスの遂行と質的向上を果たしている

③当地における現状総括

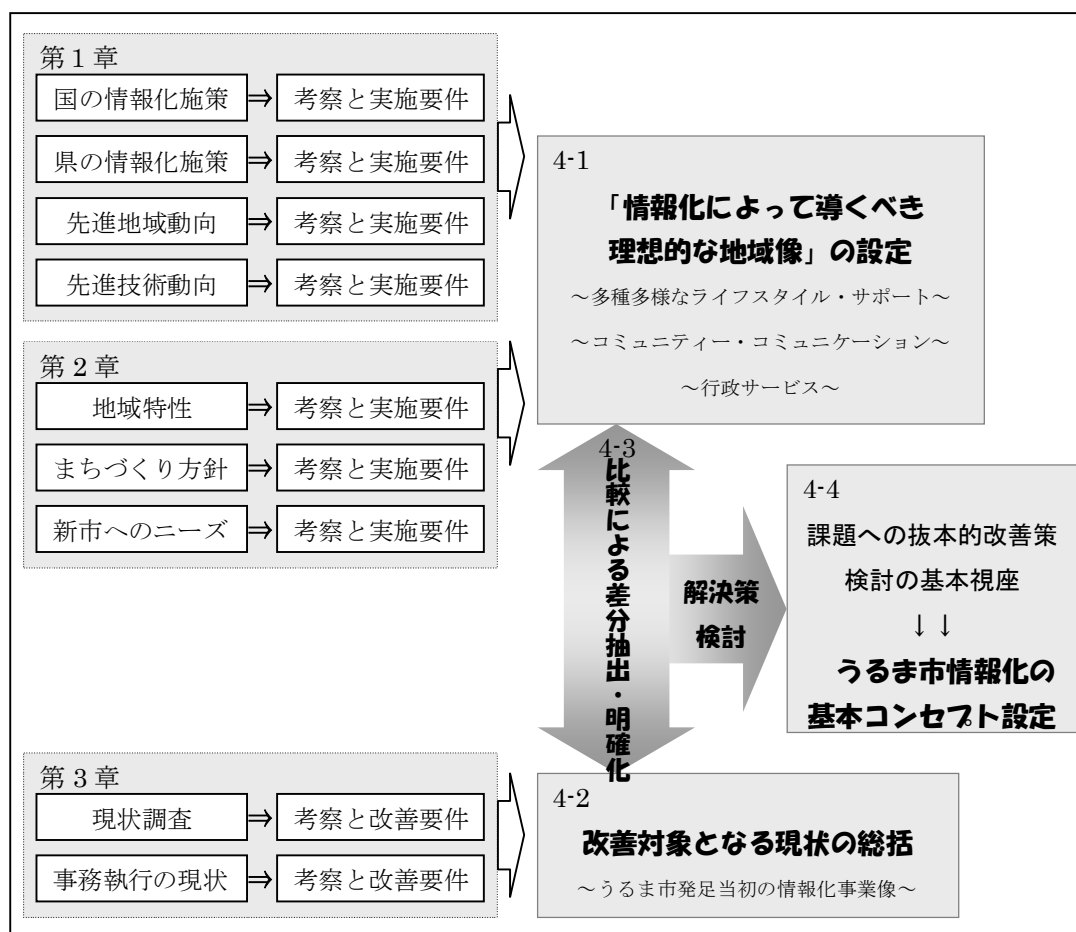
コメント
・他地域にはありがちな、無駄な情報化投資はあまり見られない ・電子化された情報の活用には自治体間で差があるが、積極的には取り組んでいない ・慣習に基づく現状の事務実施方法への忠誠度・依存度が高く、より効果的に実施するための業務フローレベルの根本的な見直しには、取り組んでいない ・電子情報の取扱いや活用に係る統一的な管理やその規範となるべき基準が無い ・各自治体における従前からの慣習にもとづいて、現状の業務がデザインされており、これに対する問題意識は希薄 ・合併協議にて新たな事務フローを検討し、新たな情報化の方針を検討する上では、このことを改善に導くために視野を広げた検討となる ・現状を改善に導くには、適正な法制的制約には十分配慮しながらも、慣習による規定や細則には、これに依存することなく問題意識をもって評価し、電子情報をどう活用するべきかを検討し、その運用に必要な基準をマニュアルや規定、細則として整理し、その上でシステムの仕様を決していく当たり前の手順の徹底が求められる

第4章 うるま市情報化のコンセプト

ここでは、前章までに記した本計画策定に向けて実施してきた調査結果を総括して、改善に導かれるべき課題を抽出し、その改善策となるうるま市情報化の基本コンセプトを設定します。

課題の抽出と基本コンセプトの設定にあたっては、まず国や県、先進自治体の取組みや地域特性及び地域住民がうるま市に期待する事柄などの調査結果から実施すべき要件を導きだし、従前の情報化に係わる取組みの制約を受けずに当地に即した「情報化によって導くべき理想的な地域像」を設定します。次に四市町の情報化に係わるこれまでの取組と事務執行の状況調査結果から改善に導かれるべき現状を総括し「改善対象となる現状」として設定します。両者を比較し、その差分を検証することで解消すべき課題を抽出・明確化します。抽出された課題を解消・消滅させる抜本的な解決策を検討するに当たって必要となる基本視座を検討し、これをうるま市情報化の基本コンセプトとして設定します。

なお、この考え方について下図に示します。



1. 「情報化によって導くべき理想像」の設定

本項では、国や沖縄県の動向、他地域の事例、当地の地域特性および住民ニーズを当市の実情に即して考察するとともにうるま市において提供されることが望まれる実施要件としてまとめます。この「考察」と「実施要件」から、うるま市における「情報化によって導くべき理想像」を設定します。

(1) 国の情報化施策の総括

①国の情報化施策と実施動向に係わる考察

これら一連の施策展開によって・・・

- ・ IT を積極的に活用する新たな行政の有り方と行政サービスの高質化への取組みの必要性を示唆され、
- ・ 情報セキュリティの検討とその実践的な取組みの必要性と実施方法が提示されている

このことは当市においては・・・

○ うるま市の情報化によって、内発的なサービスおよび業務改善に係わる事業展開に併せて、取組み、導入すべきサービスの方向性が明示されました。

☆ しかしながら、非常に広範で大規模な取組みが求められているものであり、財政状況と経済性を勘案した実施方法と実施時期などの検討によって当市において実現可能で、実効性が高い検討を踏まえることが重要となります。

②実施要件

- (ア) 行政サービスの時間的な制約を解消・軽減します
- (イ) 行政サービスの空間的な制約を解消・軽減します
- (ウ) 行政サービスの電子的提供に必要となる認証基盤の整備・導入を進めます
- (エ) 教育現場により多くの情報端末を設置し、インターネットなどを利用した自発的、創造的な学習が可能な環境をつくります
- (オ) 学校間でのブロードバンド環境を構築し、これを利活用した教育システムの導入を進めます
- (カ) 行政事務の執行に係わる「情報」の性質に即した取扱いを規定し、実践します
- (キ) 業務の標準化、共同化や外部委託について検討し、効率的な行政運営を前提とした情報化施策、事業を検討します
- (ク) 住民が積極的に行政運営に参画できる環境整備を進めます

(2) 沖縄県の情報化施策の総括

① 沖縄県の情報化施策と実施動向に係わる考察

これら一連の施策展開によって・・・

- ・ IT を積極的に活用することで県民生活の向上と自立に向かわせる取組みについて示され、
- ・ 沖縄を基点として情報が発信、交流が展開される「内発的情報交流圏」の確立を到達点として設定されている

このことは当市においては・・・

- うるま市の情報化によって、内発的なサービスおよび業務改善に係わる事業展開に併せて、取組み、導入すべきサービスの方向性が明示されました。
- ☆ 非常に広範で大規模な取組みが求められているものであり、財政状況と経済性を勘案した実施方法と実施時期などの検討によって当市において実現可能で、実効性が高い検討を踏まえることが重要となります。

② 実施要件

- (ア) 行政サービスの時間的な制約を解消・軽減します
- (イ) 行政サービスの空間的な制約を解消・軽減します
- (ウ) 共同利用方式やデータセンター、外部委託を含めた検討による行政運営の効率化と低コスト化に努めます
- (エ) 地域にある情報化関連資産を活用して情報リテラシーの醸成を進めます
- (オ) 電子的な行政サービスの提供に併せて利便性とセキュリティの両立を果たす仕組みづくりに取組みます

(3) 他地域の情報化動向

① 他地域の情報化動向に係わる考察

これらの取組みにおいては・・・

- ・ 多様化する住民ニーズに柔軟に対応するために IT を積極的に活用することで、新たな行政サービスを新たな手法で提供しています、

このことは当市においては・・・

- 合併による行政圏の変化にともなう新たな市民生活の動向を把握する仕組みを確立することと、これを柔軟に行政サービスに反映させる仕組みづくりが必要であることが明らかになります。
- ☆ 新たなサービスの提供を可能とする規程や組織づくりを含めた仕組みづくりが極めて重要になります。

②実施要件

- (ア) 分庁方式により懸念される行政サービスの空間的問題点の発生を防止・軽減します
- (イ) サービス提供範囲の広域化や提供する行政サービスの多様化への対応において、効率的にかつ十分な質でのサービス提供に取組みます
- (ウ) 地域の行政サービスに係わるニーズを把握する仕組みを確立します
- (エ) 多種、多様化する生活様式に併せた行政サービスの導入、提供を支援する情報化を目指します
- (オ) 住民の行政に対するニーズを短期間でサービスに反映できる仕組みづくりに努めます

(4) 他地域の行政運営手法の動向

①他地域の行政運営手法に係わる考察

これらの取組みにおいては・・・

- ・行政運営上の様々な問題へ対応するために IT を積極的に活用することで、新たな行政サービスの新たな実施方法が実現されています。

このことは当市においては・・・

- 地域に必要とされる行政サービスを提供する上で、従前にはなかった新たな事務執行プロセスの確立や行政と民間の役割などを見直すことで効率的に適正なサービスを提供することに繋げることができます。

- ☆ 情報化施策、事業がこの対象になり得るとともに、他のサービスを見直すことにおいても IT の適用が重要な要素となっています。

②実施要件

- (ア) 地域のニーズを適正に反映できる事務執行プロセスを構築します
- (イ) IT の持つ効用を十分に踏まえて、様々な行政運営上の諸問題の解決に有効に活用します
- (ウ) 従前の手段や方法論に依存することなく、新たな行政にふさわしい事務執行のあり方とそれを支える情報システムを構築します

(5) 先進技術の動向

①先進技術の動向に係わる考察

これらの取組みにおいては・・・

- ・行政サービス提供における昨今の問題点を反映し、新たなセキュリティ技術とその活用による住民や職員の利便性向上と情報保護の両立がより高いレベルで実現されようとしています。

このことは当市においては・・・

- うるま市において積極的な IT の適用を進めようとする際には、その効用を正しく理解し、適正な導入方法と目標設定の下に実現される必要があります。
- ☆ 高度な技術の導入には、大きなコストが必要となることもあり、経済性や効果性などを予め十全に検討することが必要となります。

②実施要件

- (ア) 高度な情報セキュリティを確保しつつ、住民にも職員にも利便性の高い情報システムを構築します
- (イ) 合併による行政圏の広域化から懸念されている行政サービス提供における空間的制約を解消・最小化します
- (ウ) 従前の手段や方法論に依存することなく、新たな行政にふさわしい事務執行のあり方とそれを支える情報システムを構築します

(6) 地域特性の総括

①地域特性に係わる考察

これらにおいては・・・

- ・ 四市町は古くから日常生活圏として人と人の結びつきが強く、地域の交流が積極的に行われてきました。
- ・ ひとの持つ豊かな力を呼び覚まし、機能させることが地域づくりの基盤となります。
- ・ 合併により行政区域が広域化します。

このことは・・・

- IT を積極的に活用し多種多様な情報の受発信を行うとともに、住民と行政のコミュニケーションが図れる仕組みづくりを確立します。また、行政区域の広域化による地域間格差を解消し、市民生活の利便性向上を図るためにも IT を活用した行政サービスの提供を行う必要性が明らかになります。
- ☆ 住民が情報化により地域間の格差を感じる事が無いように、住民サービスの充実を図ることが重要となります。

②実施要件

- (ア) 合併による行政圏の広域化による行政サービスの空間的な制約を解消・軽減します
- (イ) 地域の情報をタイムリーに発信するための環境と仕組みづくりを進めます

- (ウ) 住民と行政のコミュニケーションが図れる環境と仕組みづくりを進めます
- (エ) 住民の多様化するニーズを適正に反映できる環境の整備を図ります

(7) うるま市まちづくり方針の総括

①うるま市のまちづくり方針に係わる考察

これら一連の方針においては・・・

- ・ 高速・大容量通信網を基盤とした地域情報化の推進と、I Tを積極的に活用した行政サービスの高質化への取組みが示唆され、
- ・ 情報化によって市民一人ひとりがジリツ（自立・自律）できる環境の整備と、仕組みづくりの必要性が提示されました。

このことは・・・

- うるま市の情報化を推進する上で、各事業において展開されるサービス内容と、行政の横断的な連携による住民サービスの充実を目指した取組みが明示されました。
- ☆ しかしながら、数多くの取組みが求められているものであり、財政状況と経済性を勘案した実施方法と実施時期などの検討によって事業の優先順位を決定し、実施することが重要となります。

②実施要件

- (ア) 高速・大容量通信基盤を活用し多種、多様化する生活様式に併せた行政サービスの提供を支援する情報化を目指します
- (イ) 行政サービスの電子的提供に必要となる認証基盤の整備・導入を進めます
- (ウ) 教育現場に、より多くの情報端末を設置し、インターネットなどを利用した自発的、創造的な学習が可能な環境をつくります
- (エ) 学校間でのブロードバンド環境を構築し、これを利活用した教育システムの導入を進めます
- (オ) 文化・学習施設間でのブロードバンド環境を構築し、住民の皆様へ利便性の高いシステムの構築を図ります
- (カ) 地域にある情報化関連資産を活用して情報リテラシーの醸成を進めます
- (キ) I Tの持つ効用を十分に踏まえて、住民の皆様が積極的に行政運営に参画できる環境整備を進めます
- (ク) 行政内において横断的に共有化が図れ、住民にも職員にも利便性の高い情報システムを構築します
- (ケ) 住民のニーズを適正に反映できる事務執行プロセスを構築します
- (コ) 業務の標準化、共同化や外部委託について検討し、効率的な行財政運営を前提とした情報化施策、事業を検討します

(8) うるま市へのニーズ

①うるま市へのニーズに係わる考察

これらのニーズにおいては・・・

- ・ 合併により行政区域が広域化することから、質の高い行政サービスが受け難くなる事、及び地域間格差が生じることを不安視する声があります。
- ・ 合併により行政区域が広域化することから、住民へのより一層の情報提供が要望されています。

このことは・・・

- 合併による行政圏の変化にともない住民のニーズを把握する仕組みを確立するとともに、住民のニーズを行政サービスに反映させる仕組みづくりが必要となることが明らかとなります。
- ☆ ITを積極的に活用し住民のニーズに即した行政サービスの提供と、各種情報の受発信を可能とする環境の整備と仕組みづくりが重要となります。

②実施要件

- (ア) 分庁方式により懸念される行政サービスの空間的問題点の発生を防止・軽減します
- (イ) 地域の行政サービスに係わるニーズを把握する仕組みを確立します
- (ウ) 住民の行政に対するニーズを短期間でサービスに反映できる仕組みづくりに努めます
- (エ) 高速・大容量の通信基盤を活用した教育環境の整備を進めます

(9) うるま市の理想像

ここでは「国の情報化施策の総括」から「うるま市へのニーズ」までの考察結果より、うるま市の理想像を下記のとおり設定します。

- ① 人の豊かさと地域のポテンシャルを呼び覚ます情報交流空間の創造
- ② 住民ニーズに即応する利便性が高く、機能的な行政サービス提供基盤の創出

2. 「改善対象となる現状」の総括

本項では、四市町の情報化に係わるこれまでの取組みと事務執行の状況調査結果から新市の情報化事業の実施によって、改善に導かれるべき現状を総括し、前項にて導出した理想像との比較による新市における情報化のコンセプト抽出に展開します。また総括するプロセスにて「改善されるべき要件」の整理も実施します。また、この「改善されるべき要件」は、本計画の実行プロセスにて適時行われる達成度評価において、その解消が成果指標として適用します。

(1) 情報化現状調査に係わる総括

①情報化に係わる現状調査に係わる考察

これら一連の調査によって・・・

- ・これまで導入されているシステムの多くはホストもしくはクライアント・サーバー方式で構築されています
- ・職員へのPC等情報端末配備率は、約5割と低調です
- ・各庁舎間を結ぶ高速の情報共有基盤はありません
- ・四市町とも、情報化に係わる基本計画は策定されていません
- ・行政情報の提供方法は広報誌・会報や広報チラシ等のメディアが中心です

このことから、四市町の情報化においては・・・

- 処理の安定性に配慮したシステムを構築してきました
- システムの利用権限の所有者増加が、導入や運用に係わるコストの増加につながる構成となっています
- 職員の情報端末の操作スキルや情報リテラシーの向上が、行政サービスの向上に反映されにくい構造を産んでいます
- 事務を実施するうえでの必要な情報の水平的な共有を支える役割を情報システムが果たせない仕組みとなっています
- 部局それぞれの「効率化」や「高度化」に向けた要求によって情報化が推進されています
- 行政と住民の情報のやりとりが片方向のメディアを中心にしており、住民ニーズの把握や住民からの情報発信を容易に行えない仕組みとなっています

②改善されるべき要件

- (ア) 全庁的な情報化に係わる方針や基本計画が策定されていません
- (イ) 情報化に係わる長期的計画がないため、計画的な新技術の検証と移行検討が困難となり、情報化事業のトータルコスト最適化につながっていません

- (ウ) 全庁的な情報化戦略が明確でないため、職員の IT 活用スキルの育成とその行政サービス提供に向けた活用が進んでいません
- (エ) 事務執行の効率化や高質化のために電子化された情報共有の仕組みがありません
- (オ) 住民と行政が、要望や意見を自由に即時的に交換できる機能を整備できていません

(2) 事務執行の現状調査の総括

①事務執行の現状調査における考察

これら一連の調査によって・・・

- ・各部局がそれぞれの業務を効率化する取組みは行われています
- ・紙媒体での事務実施が依然として主体となっており、情報の電子化はすすんでいません
- ・電子化された情報を事務執行に有効活用することはあまり進んでいません
- ・外部との情報共有の手段は、標準化されていません
- ・従来からあるやり方・分担を積極的に見直すことはできていません

このことから四市町の情報化においては・・・

- “動向”や“先進性”を追い求める情報化事業には消極的で効果が明らかでない取組みへの投資は避けられています
- 事務の高質化と効率化を実現するための電子化された情報の水平的な共有と活用は遅れています。
- 慣習（＝従来からある業務フローやシステム構造）の大幅な見直しを含む IT の適用には取組んでいません
- 電子化された情報の取扱いに係わる統一的な基準は策定されていません

②改善されるべき要件

- (ア) 共有と活用に向かわない紙媒体による事務処理がおこなわれ、情報が蓄積されています
- (イ) 部局や個人の中に情報が埋没しています
- (ウ) 慣習を拠り所として事務実施フローが固定化しています
- (エ) 情報の取扱いの基準が個人や組織の価値観に依存しています

第5章 情報化事業推進に向けた環境づくりとアクションプラン

この章では住民サービスの向上と行政運営の効率化・高質化を目指した情報化事業の推進に向けた環境作りと、情報化事業を効率的に進めていくためのアクションプランについて検討を行います。

1. 情報化計画の目的

本計画は住民サービスの向上及び行政運営の効率化・高質化の実現に向け、各情報化施策の優先度を設定しスケジュールを明確にします。さらに国の支援事業や県の施策を有効に活用し、うるま市の情報化をより効率的・効果的に進めることを目的とします。

2. 情報化事業の推進に向けた環境づくり

情報化事業の推進に向けて、先ずうるま市における地域情報流通基盤ネットワークの構築の必要性について検討を行います。次に情報の有効活用と投資の効率化に配慮した新たな行政情報システム構造への移行について検討を進め、さらに情報化事業計画の効果性向上に向けた環境づくりについて検討を行います。

(1) 新市における地域情報流通基盤ネットワークの構築

うるま市の地域情報化においては、「行政情報化」及び「地域情報化」を推進する為に基礎となる情報流通基盤ネットワークが前提となります。

情報流通基盤ネットワークは、うるま市の各庁舎を中心に主要な公共施設を結ぶ「行政情報流通基盤」と、市内の小中学校、公共施設等を結ぶ「地域情報流通基盤」からなり、各接続施設を光ファイバー等の高速大容量通信網で接続します。

情報流通基盤ネットワーク上で、ITを積極的に活用することで、住民のニーズに即した行政サービスと、住民生活の利便性の向上を目指します。

具体的な利用例として、「行政情報化」においては、職員一人1台のパソコン配備を行い、水平的な情報共有の仕組みづくりを行うことで、行政事務の効率化を図ります。さらに、職員認証基盤を導入しセキュリティ強化を図ります。

また、文書管理においては、文書起案・決裁システム・公文書交換システム・情報公開システムなどのシステムを統合し、行政事務の文書事務の発生から廃棄までのライフサイクルを一括管理することを目指します。

行政オンライン化により住民が自宅からインターネットで、各種の電子申請ができるワンストップ行政サービスを目指します。

「地域情報化」において、学校や公民館等では、テレビ会議システムや行政相談システム等のITを活用した行政サービスの提供することにより、地域間情報格差の解

(2) 情報の有効活用と投資効率化に配慮した新たな行政情報システム構造への移行

① 従来における行政情報システムの仕組み

四市町において導入されている行政情報システムの多くは、ホストやクライアントサーバー方式を採用しており、その安定性の高さから、従前の行政情報システムでは最も多くの実績を有する方式でした。しかしながら、その操作にあたる自治体職員の操作能力や情報リテラシーが醸成される今後においては、事務実施のトータル・フローの効率性とシステム導入運用における経済性など行政運営全体の健全化を図るための新しい観点から、再検証する必要があるものと考えています。

また、「うるま市における理想像」を実現し、適正な投資の成果として行政手続の電子化を進め、住民サービスをさらに向上に導くことで新市にふさわしい行政運営システムを確立するためには現在のシステムでは構造的な限界があります。このためには前項で示した情報流通基盤ネットワークとの相互作用によって、取り扱う情報の性質に合わせた共有、活用や管理を図ることができる次代のシステム構造へ移行することが必要となります。

従来における行政情報システムの問題点

- (ア) いろいろなシステムがアプリケーションを個別に持っており無駄なコストがかかります
- (イ) それぞれのシステムの運用管理を行わなくてはならず、セキュリティの確保が困難となっています
- (ウ) 職員のシステム管理の負担が大きく質の高い行政サービスの提供に取り組むことが困難となっています
- (エ) 統一された情報流通基盤が無いため、取り扱う情報の性質に併せた情報の管理や共有、活用がうまく図れません
- (オ) 庁内に閉じた仕組みとなっており、複雑、多様化する住民ニーズに対応することが困難で地域との有効な交流が図れません
- (カ) 共同利用や広域連携への対応が困難で、効率性や効果性の向上が図れません
- (キ) ハードウェアやソフトウェア及び周辺機器等のシステム維持コストが高額となります
- (ク) 各部局においてバラバラに企画、開発、保守、運用体制を行っており効率的な運用が図られていません

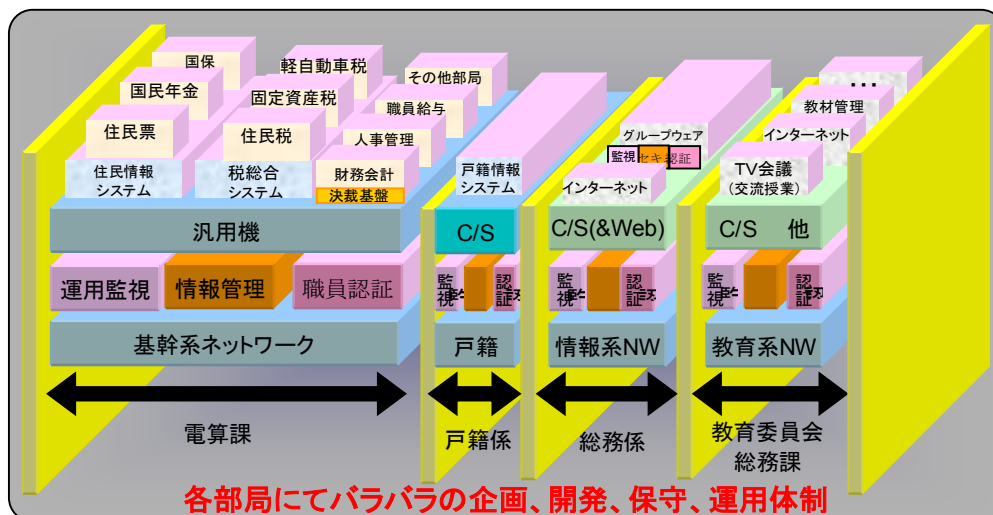
② 新たな行政情報システムに求められるもの

これからの行政情報システムに求められるものとして、電子自治体の実現に向けた情報流通基盤（ネットワーク）の整備が必須となります。

その情報流通基盤を有効に活用して職員認証基盤や決裁基盤等を整備し、さらにそれらの基盤上にフロントオフィスやバックオフィス等を整備する事によって行政システムを各庁舎で共通に運用できるが事が可能となります。

新たな行政情報システム構造へ移行することの利点

- (ア) いろいろなシステムが個別に持っていたアプリケーション基盤の共有化により無駄なコストをカットできます
- (イ) 運用管理も一元化されセキュリティ確保と適正利用が促進されます
- (ウ) システム管理の負担から解放されて各課職員の負担も低くなり、今まで以上に質の高い、行政サービスの提供に取り組めます
- (エ) 情報流通基盤を構築することで、取り扱う情報の性質に併せた管理と共有・活用の仕組みが確立できます
- (オ) 地域とも、庁内でも有効な交流が期待できます
- (カ) 今後の共同利用や広域連携への対応も容易で、さらに効率性や効果性の向上を図ることができます



新たな行政情報システム構造への移行



図 5-2 新たな行政情報システム構造への移行

(3) 情報事業計画の効果性向上に向けた環境づくり

地域生活者のニーズや情報通信技術、経済、社会動向が日々変化・進歩を遂げる今日において、本計画を、効果性を失うことなく実現していくためには、様々な環境要因への適応を果たしながら計画を進捗させるために、計画の実施に併せて適正な実施環境をつくることが重要となります。その相関関係と実施事項について整理します。

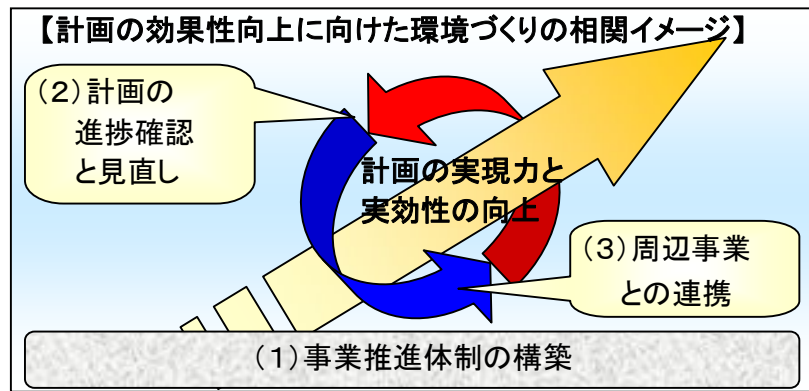


図5-3 計画の効果性向上に向けた環境づくりイメージ

① 事業推進体制の構築

- (ア) 業務に係わる全庁的な情報流通を総括的に管理、運営するにふさわしい組織づくりを進めます
- (イ) その機能を十全に果たすための適正な権限委譲を行います
- (ウ) 新たな情報管理部門の機能に相応しい人員配置と、育成計画を行います
- (エ) 公民の役割（機能）分担の見直しによる外部委託（アウトソーシング）の検討を行います
- (オ) IT適用の対象事務に係わる複数の部局と横断的なサブワーキンググループを設置するなど柔軟かつ十全な検討・実施を図ります

② 計画の進捗確認と見直し

- (ア) 事業の実施にあたっては、成果指標の事前設定など達成度評価の仕組みを予め講じます
- (イ) 所期の目的・効果の達成を適宜評価します
- (ウ) 上記の達成度評価結果に応じて、定期的に計画を見直します
- (エ) 地域からのニーズを行政運営に反映する” サイクルタイム” を短縮する仕組みを構築します

③ 周辺事業との連携

- (ア) 情報流通の側面から類似する事業を整理します
- (イ) 行財政改革や制度改正など全庁的な事務実施環境を変更する性質を持った事業との連携を強化します

3. 情報化事業アクションプラン

ここでは、情報化計画を効率よく進めていくために具体的な施策を整理し、優先順位を検討します。「first(以下1stとする) STEP: 合併後に速やかに実施すべき事業」「second(以下2ndとする) STEP: 合併後に速やかに検討を進めて実施に導く事業」「third(以下3rdとする)STEP: 合併後の十全な検討をふまえて実施に導く事業」の3つのステップに分けて段階的に整備することにより、徐々に効果を高めることが可能となります。

(1) アクションプラン策定における基本的な考え方

アクションプランの策定においては、うるま市情報化の理想像に向け1st STEPは「合併後に速やかに実施すべき事業」として、地域情報化全体を支えるものと今後の推進の足がかりとなるものを整備します。次に2nd STEPでは「合併後に速やかに検討を進めて実施に導く事業」として、住民生活に不可欠な行政機構として必要な機能の拡充を図ります。また、3rd STEPでは「合併後の十全な検討をふまえて実施に導く事業」として、住民、利用者にとって便利で価値のあるものの充実を進めます。

優先順位の検討においては、緊急性、効果性、実現容易性、経済性の観点により評価し段階ごとに実施内容を検討します。また、それぞれの関連性をふまえハード面からソフト面までを総合的に検討することで実施の効果を高めます。

(2) 1st STEP : 合併後に速やかに実施すべき事業

1st STEP においては「地域情報化全体を支えるもの、今後の推進の足がかりとなるものの整備」について取組めます。

① 地域のニーズに沿った行政サービスの高度化に向けた環境と仕組みづくり

実施項目	実施内容
行政情報流通基盤の整備	うるま市の各庁舎を中心に主要な公共施設を光ファイバーなどの高速伝送路で接続し、住民サービスの高度化や電子自治体推進のための情報流通基盤ネットワークを整備します
例規・議会会議録検索システムの整備	住民は、いつでも自宅や公共施設の情報端末からインターネットを経由して例規や議会等の会議録を素早く、簡単に検索することができます
公共施設予約システムの整備	住民は、いつでも自宅や公共施設の情報端末からインターネットを経由して本市の管理する公民館や体育館など公共施設の予約状況確認や予約受付を行うことができます
合併に伴う各システム統合に対する総括	合併に伴い統合されたシステムやネットワークについて評価・総括を行い、合併後に実施する事業との整合を図ります
既存情報システムの最適化の検討	四市町で運用されていた既存情報システムの最適な利活用を検討し、合併後に導入される情報システムとの整合をはかります

② 地域の情報を発信・共有・収受するための環境整備・地域生活者の情報リテラシーの向上

実施項目	実施内容
議会映像システムの整備	議会中継の映像を公共施設の情報端末やインターネット上に放映を行い、議会の情報を提供します
庁内一人一台のパソコン配置	情報の横断的な共有化を図り、有効に活用するために職員一人に一台のパソコンを配置します
健康づくり、医療情報の提供	住民へ向けて健康診断や歯科検診などの健康管理に関する情報及び、救急患者発生時の応急処置等や市内の病院一覧、休日相談医などの各種医療情報をインターネットや公共施設の情報端末から提供します

実施項目	実施内容
福祉情報提供	住民へ在宅介護に係る情報、介護保険情報、ボランティア活動などの各種福祉情報をインターネットや公共施設の情報端末から提供します
行政情報の提供	役所への各種手続き方法や生活に関する各種行政情報を住民へインターネットや公共施設の情報端末から提供します
ゴミ情報提供の整備	ゴミの分別方法や回収日、回収場所などのゴミに関する情報をインターネットや公共施設の情報端末から提供します
電子会議室の整備	行政が各事業を展開する過程において、住民の意見を取入れる仕組みの一つとしてインターネットの双方向性を利用した電子会議室を開設し、住民の行政参加を進めます
携帯電話対応ホームページの作成	普及率の高い携帯電話からも情報を得ることができるホームページを作ります

③ 情報共有と体系化による行政事務の効率化・職員の情報リテラシーの向上

実施項目	実施内容
文書管理システムの整備	行政内部で発生する文書の収受・起案・決裁・保存・廃棄までの文書のライフサイクルを電子化して管理します。さらに、インターネットを通して情報公開することができます
職員の情報共有基盤の検討	職員の情報共有を図るためにグループウェアシステムの利活用について検討します。
職員の情報リテラシーの向上	職員研修を充実し、パソコンや情報システムなどを使いこなし、活用する能力を有する職員を育成します。 併せて、自己啓発を促す仕組みづくりに努めます
セキュリティ診断	インターネットを通じた外部からの不正侵入やネットワークトラフィックを監視し、不正侵入検知を行います。また、ネットワーク機器の脆弱性を検査、分析し効果的・効率的な対策を図るためのセキュリティホールチェックを行います

実施項目	実施内容
セキュリティポリシーの策定	うるま市の情報資産に対し、セキュリティ上保護すべき対象範囲を設定し、対策や管理運営等の方針を文書化します。
統合型GISの整備	庁舎内で部門ごとに管理している地図情報等を一元管理することにより、地図情報を全庁規模で共有し、活用することができます
組織認証基盤、職員認証基盤の構築、整備に伴う取組み	インターネット等での送信情報内容の真偽判別は難しく、また、電子商取引等では利用者のなりすまし・文書の改変・手続途中での否認などが容易に確認できることが必要です。電子申請等においても、インターネット等を利用して個人情報や公文書などを取り扱うことから、申請者や公文書の真正を保証する認証基盤の構築が求められます。

④ 新市の情報化を統括する規範と機能整備

実施項目	実施内容
電子自治体推進体制の整備	全庁的な電子自治体推進を図るため、情報総括責任者（CIO）の設置や庁内の横断的な調整や、職員への周知徹底のための各課情報化推進リーダーの養成を行います
必要となる条例規則の見直し	文書取扱い規則やそれらに付随する条例等の規則を見直します
事務実施マニュアルの整備	事務実施マニュアルを整備し行政事務の効率化を図ります

(3) 2nd STEP : 合併後に速やかに検討を進めて実施に導く事業

2nd STEP では、住民生活に不可欠な行政機構として必要な機能の拡充を図ります。

① 地域のニーズに沿った行政サービスの高度化に向けた環境と仕組みづくり

実施項目	実施内容
地域情報流通基盤の整備及び拡充	うるま市役所を中心に市内の小中学校、公共施設等を光ファイバーなどの高速伝送路で接続し、住民サービスの高度化や地域情報化推進のための情報流通基盤ネットワークを整備します
電子申請システムの整備	住民は、いつでも自宅や公共施設の情報端末からインターネットを経由して各種申請・届出などを行うことができます
電子調達システムの整備	各部署からの物品調達等の要求に応じた調達担当部署の商品選択・事業者選定・発注等の一連の調達業務を電子化し、インターネットを通じた手続きを実現することにより、調達業務の迅速化・効率化を図ります。これにより事業者の事務負担を軽減させ、調達への参加機会の拡充を図ります
電子入札システムの整備	紙で行われてきた入札業務を電子化し、公示情報の広告から、入札、開札、結果公開に至るまでの一連の入札業務はインターネットを利用して安全かつ公正に行えるようにします
住基 I C カードの有効活用	住民票の写しなどの各種証明書の交付や施設予約や公共施設での利用証の機能等の行政サービス分野、健康保険・老人保健などの資格確認等の福祉・医療分野、電子マネーや定期券等の民間サービス分野等の多目的な利用が可能になります
行政相談システムの整備	住民が公共施設の情報端末を利用して、市役所の職員と音声・映像でリアルタイムに対話することができます
行政情報システムの整備	公的個人認証基盤や住民基本台帳ネットワーク等の e-Japan 戦略に基づく電子自治体推進施策を利活用し、行政サービスの高度化に向けたシステムを整備します
図書館システムの整備	既設の具志川市立図書館、石川市立図書館及び勝連町立図書館の蔵書管理、貸出システムを統合し、蔵書情報をホームページ及び公開端末で公開し、市民からは、いつでも自宅や公共施設の情報端末からインターネットを経由して図書館の利用方法案内、図書の検索、貸出予約受付を行うことができるようになります

実施項目	実施内容
学校図書館システムの整備	各学校の学校図書館システムを整備し、蔵書情報をホームページ上に公開します。住民からは、いつでも自宅や公共施設の情報端末からインターネットを経由して図書館の利用方法案内、図書の検索を行うことができるようになります
地域間デジタルデバイドの解消策の検討	民間サービスが進出しないブロードバンドへき地に対し、公共施設間の光ネットワークを活用した住民向けのブロードバンドサービス（個人向けF W A等）の提供を検討します

② 地域の情報を発信・共有・収受するための環境整備・地域生活者の情報リテラシーの向上

実施項目	実施内容
住民への I T 講習会の実施	I T 講習会等を実施し、住民のパソコンやインターネットの適切な操作、活用能力の育成を図ります。 実施にあたっては、高齢者や障害者を考慮した講習内容の多様化を図ります
地域間情報格差の解消	地域間情報の格差を是正するために、情報機器の基礎的な操作を学習する機会を継続的行います
行政 C R M	住民が電話、インターネット（メール、Webブラウザ）等を通じて、行政のポータルサイトやコールセンターにアクセスをし、住民の声として情報の提供を行います。 行政では、収集した住民の声と行政ノウハウをデータベースで一元管理し、現状の内部事情（予算、時間、職員ノウハウ等）により分析を行い、インターネットやコールセンターを通じて住民へ適切/迅速な回答を行います
映像配信システムの整備	うるま市で催されるイベントや観光情報及び議会の動画映像を住民や観光客にインターネット上でオンデマンドに配信するシステムの整備を行い、地域ポータルサイトや総合観光ホームページの充実を図ります。

実施項目	実施内容
地域ポータルサイトの整備	ホームページにさまざまな情報への玄関口となるポータルサイトとしての機能を持たせるとともに、誰もが使いやすいようにデザインします
総合観光ホームページの作成	うるま市の観光に関する情報が一目でわかるホームページを作成し、観光客の誘客を図ります。また、祭りやイベント等及び特産品を紹介し地域の経済の活性化を図ります
パブリックコメントの導入	行政が施策、制度等を決定する際に住民へ情報公開を行い、住民から収集した意見や要望を取り入れる仕組みを整備するとともに、この制度を市民へ周知します
防災情報提供システムの整備	住民へ災害に対する心構えや準備、災害発生時の対応方法や避難場所などについての情報提供および災害発生時には災害の状況や対応状況、避難勧告などについての情報を提供します
在住外国人への情報提供	うるま市で生活する外国人が安心して暮らせるように他国語での情報を提供します
インターネット利用環境の整備	体育館等の公共施設に住民の誰もが気軽に利用できる情報端末を設置し、インターネットを利用できる環境を整備します

③ 情報共有と体系化による行政事務の効率化・職員の情報リテラシーの向上

実施項目	実施内容
職員の情報共有基盤の充実	1st STEP の検討結果に基づいて職員の情報の共有化による業務の質の向上、職員間での連携をより一層向上させるため、機能の充実を行い、庁内の更なる情報化を推進します
行政評価システムの整備	国から地方自治体へ権限の移譲が進むなか、さらなる住民起点の取組みが必要となっており、経済性・効率性・有効性といった観点から、政策および事務事業について客観的に評価し、計画・実施・評価・改善というサイクルを継続的にこなう行政評価制度が必要となっています。 行政評価をシステム上でこなうことにより、施策・事業の体系図作成や事業の改廃などの作業を支援するとともに、インターネットなどで住民に公開することを目的とします

実施項目	実施内容
庁内LANの改善	行政情報化のあらゆるシステムに柔軟に対応が可能となるようにネットワークの整備に努めていきます。また、既にLGWANとの接続は完了し、今後、国や他の地方公共団体との文書のやりとりが電子文書中心になるため、市の支所や出先機関との接続を考慮した庁内LANの整備充実を行います。
個別業務の見直し	各システムの更改、連携、管理といった全体的な効率化や改善事項等を検討します
アウトソーシングの検討	データセンターによる施設のハウジングや各種アプリケーションのASPサービスの利用について検討します
ナレッジマネジメントシステムの導入	住民と行政が互いの情報を共有し、共通の基盤に立って開かれた町づくりを目指すことを目的とします。個別システムメニューとして情報公開システムや電子Q&Aシステム等のメニューを検討します。
職員認証システムの整備	ICカードや指紋などの認証により、データにアクセスする職員の個人認証を厳密にし、アクセス権限など各種属性の認証やログによる管理を行います
決裁基盤の整備	情報流通基盤を有効に活用し決裁基盤を整備し、さらにその基礎の上にフロントオフィスやバックオフィス等を整備する事によって、行政システムを各庁舎で共通に運用できるようにします

④ 新市の情報化を統括する規範と機能整備

実施項目	実施内容
事務実施マニュアルの充実	行政事務の高質化に対応した事務実施マニュアルを整備します
広域連携・アウトソーシングの活用に向けた制度面の検討	広域連携への対応や共同利用・アウトソーシングの活用に向けた制度面での検討を行います。
共有基盤活用に向けた制度面の検討	情報流通基盤・職員認証基盤等の共有基盤の構築にあたって、全庁的な活用に向けた制度面での検討を行います

(4) 3ed STEP : 合併後の十全な検討をふまえた実施に導く事業

3rd STEP では、住民、利用者にとって便利で価値のあるものの充実を進めます。

① 地域のニーズに沿った行政サービスの高度化に向けた環境と仕組みづくり

実施項目	実施内容
地方税電子申告システム	住民や法人など、申請代理人となる税理士等による申告書の作成や申告手続きを従来の書面に加え、インターネット等を利用し電子的に行うことができます
介護予防支援システムの整備	薬書による問診結果により検診実施対象高齢者を選出し健康診断の受診案内を実施します。また、その健康診断の結果を基に、予防・指導プログラムが組まれ、遠隔地にいる高齢者のもとには、サーバより転倒骨折予防ビデオ等が配信されるため、自分の筋力にあった運動ができます。保健スタッフ側では高齢者の進捗状況や運動モニタリングにより対面面談ができ個人に応じた指導が可能です
介護サービス情報連携システムの整備	市、住民、主治医、介護事業者（ケアマネジャー・介護サービス提供事業者等）の間で地域の介護情報を公開・共有し、「介護サービスの質」の向上を実現します。医療と介護の連携したサービスにより要介護者一人一人の状況を把握しケアプランを検討する地域全体で高齢者を支える仕組みづくりにより最適な介護サービスが実現できるようになります
健康づくり支援システム	保健スタッフが高齢者の健康診断データより生活習慣病リスク者を選出し、対象者への健康づくりプログラムの案内を実施します。高齢者はそのプログラム（禁煙、食事、運動、ストレス）の問診に答えることで自分にあったプログラムが実行できます。プログラムは対象者に応じたスケジュールが組まれメールで自動送信されます。プログラムの進捗状況は、保健スタッフ側で確認・管理され、保健スタッフと高齢者の連携により高齢者にとって規則正しい生活が可能になります
生涯学習支援システムの整備	住民は、いつでも自宅や公共端末からインターネットを経由して学習講座の案内や予約、コミュニティ施設等で展示される作品の展示、サークルなどの生涯学習の情報照会、申込登録ができるようになり、住民の利便性を向上します

実施項目	実施内容
学校教育支援システムの整備	デジタル教材を活用した教職員・学校間での情報交換・情報共有、共通テーマでの研究などの学校間・生徒間交流を推進します。また、テレビ会議を利用した遠隔授業や学校間の合同授業などを行います
総合保健福祉システムの整備	総合保険福祉行政の充実と住民サービスの向上を図るため、住民の健康診断データなど医療・福祉情報を一元的に管理するシステムの整備を進めます
地域間デジタルデバイドの解消策の実施	地域間デジタルデバイドの解消策として公共施設間の光ネットワークを活用した住民向けのブロードバンドサービスを行います

② 地域の情報を発信・共有・収受するための環境整備・地域生活者の情報リテラシーの向上

実施項目	実施内容
情報公開システムの整備	各種情報のデータベース化により住民が知りたい情報（公開情報）をいつでも簡単に入手できるシステムの整備を進めます
農業情報の提供	気象情報や市況情報、病虫害情報などを入手することができ、農業の推進を図ることができます。また、全国へ特産品をPRでき、にぎわいのあるまちづくりを推進します
市況、市場情報の提供	市況、市場の情報を入手することができ、経済活動の活性化を図ることができます
気象情報の提供	農林漁業の生産活動に欠かせない気象情報を関連機関と連携し提供します
消費者への情報発信	本市の特産品や海産物を使った料理メニュー、調理方法等を紹介し、地元の特産品の販売促進を支援します

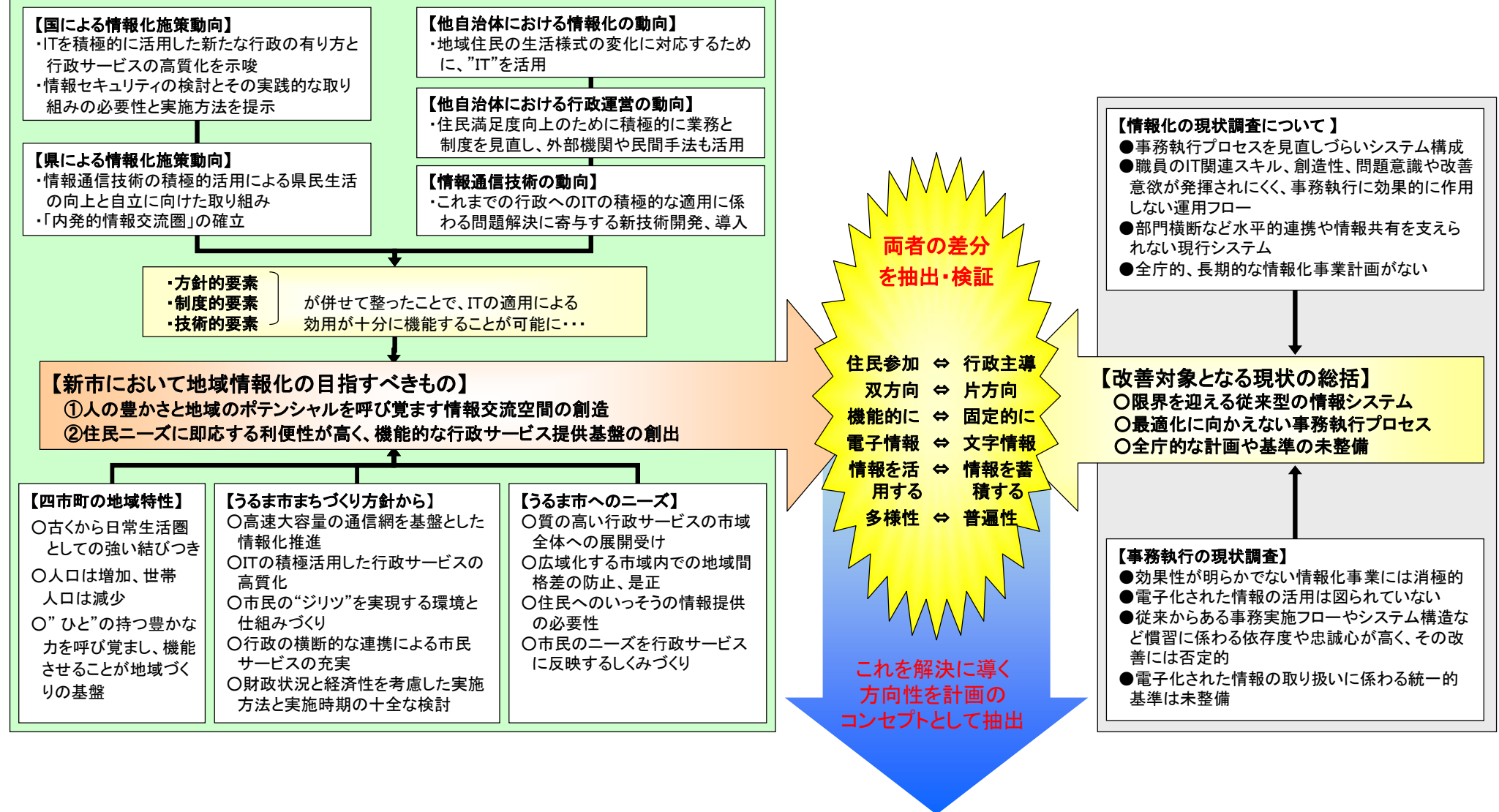
③ 情報共有と体系化による行政事務の効率化・職員の情報リテラシーの向上

実施項目	実施内容
電子決裁システムの整備	事務の効率化と決裁の迅速化を図るため、電子決裁システムを整備します
アウトソーシングの有効活用	自治体事務の効率化を図るため民間事業者へのアウトソーシングを積極的に活用する

④ 市の情報化を統括する規範と機能整備

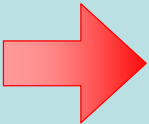
実施項目	実施内容
事務実施マニュアルの見直し	行政事務の高質化に伴い事務実施マニュアルを見直します
広域連携・アウトソーシングの活用に向けた制度面の検討	2nd STEP に引き続き広域連携への対応や共同利用・アウトソーシングの活用に向けた制度面での検討を行います。
共有基盤活用に向けた制度面の検討	2nd STEP に引き続き情報流通基盤・職員認証基盤等の共有基盤の構築について、全庁的な活用に向けた制度面での検討を行います

(3) うるま市情報化の基本コンセプト ～調査・分析結果から、新市情報化コンセプトへの展開～



新市情報化のコンセプト ～新市の地域情報化事業の実施に向けた基本視座～

- ①地域のニーズに沿った行政サービスの高質化に向けた環境と仕組みづくり
- ②地域の情報を発信・共有・収受するための環境整備
- ③情報共有と体系化による行政事務の効率化
- ④新市の情報化を統括する規範と機能整備
- ⑤地域生活者および職員の情報リテラシーの向上
- ⑥地域生活者と行政のコミュニケーションの確立



◎ 3つのキーイベント ～本計画の効果を決定する3つの特徴的施策～

- 1. 新市における地域情報流通基盤ネットワークの構築
- 2. 情報の有効活用と投資の効率化に配慮した新たな行政情報システム構造への移行
- 3. 情報化基本計画の実効性を高める環境づくり

情報化事業アクションプラン



用語解説

A

A S P (Application Service Provider)

各種業務用ソフト等のアプリケーションソフトをデータセンタ等において運用し、インターネット経由でユーザー(企業等)が利用できるようにするサービス提供者のこと。

A D S L (Asymmetric Digital Subscriber Line)

電話の音声を伝えるのには使わない高い周波数帯を使ってデータ通信を行う技術の一種。一般の電話に使われている、1 対の電話線を使って通信する。「非対称(Asymmetric)」の名の通り、ダウンロードに使う電話局→利用者方向(下り)の通信速度は最高1. 5～4 0 M b p s、アップロードに使う利用者→電話局方向(上り)の通信速度は0. 5～1 M b p s 程度と、通信方向によって最高速度が違っている。

B

B to C

電子商取引(E C)の形態の一つ。企業と一般消費者の取引のこと。インターネット上に商店を構えて消費者に商品を販売するオンラインショップ(電子商店)が最も一般的な形態。

C

C A L S / E C

(Continuous Acquisition and Life-cycle Support/Electronic Commerce)

公共事業支援統合情報システムのことで、公共事業に関する情報を、標準に基づいて電子化し、ネットワークを通じて伝達・共有・処理・加工・検索・連携を可能とする環境の総称。平成16(2004)年度までに全ての国土交通省直轄事業において実現するものとされている。

C A N (Community Area Network)

自治会または小学校区域程度のコミュニティを単位に、地域に自前の広域LANを構築し、各地域LANをつなぎあうことにより、地域全体に整備される分散型のネットワークを指す。

C A T V (Cable Television)

→ケーブルテレビ

D

D S L (Digital Subscriber Line)

デジタル加入者線の略。電話用のメタリックケーブルにモデム等を設置することにより、高速のデジタルデータ伝送を可能とする方式の総称。

F

F T T H (Fiber To The Home)

各家庭まで光ファイバケーブルを敷設することにより、数十M b p s の超高速インターネットアクセスを可能とするもの。

G

G I S (Geographical Information System)

デジタル化された地図(地形)データと、統計データや位置の持つ属性情報などの位置に関連したデータとを、統合的に扱う情報システムで、地図データと他のデータを相互に関連づけたデータベースと、それらの情報の検索や解析、表示などを行なうソフトウェアから構成される。データは地図上に表示されるので、解析対象の分布や密度、配置などを視覚的に把握することができる。

I

I C カード

プラスチックカードの内部に I C (集積回路) を埋め込んだもの。データの記録や計算を行うことができ、偽造・変造がしにくいいため、クレジットカードや銀行カード、保険証、住民基本台帳における I C カードなどへの活用が広がりにつつある

I D C (Internet Data Center)

→インターネットデータセンター

I P v 6 (Internet Protocol version 6)

インターネットの基盤となる通信プロトコルの次世代バージョン。現在使用されている通信プロトコル「IPv4」に代わるものとして検討が進められている。増加するインターネット使用者に対応して多くの端末を接続可能にするとともに、セキュリティの向上や、サービスに応じた確実な通信の保証などの特徴

を有する。

I S D N (Integrated Services Digital Network)

総合デジタル通信サービスの略。電話やデータ通信等のサービスを統合的に取り扱うデジタル通信網。

I S P (Integrated Services Provider)

インターネット接続業者のことで電話回線やデータ通信専用回線などを通じて、顧客である企業や家庭のコンピュータをインターネットに接続するのが主な業務。付加サービスとして、メールアドレスを貸し出したり、ホームページ開設用のディスクスペースを貸し出したり、オリジナルのコンテンツを提供したりしている業者もある。

I T (Information Technology)

情報通信技術。この言葉の意味する範囲は広く、コンピュータシステムを構成するハードやソフトの技術を指す場合もあれば、情報の活用の仕方を指す場合もある。

I X (Internet eXchange)

インターネット・サービス・プロバイダ (I S P) 相互間を接続する接続点。この相互接続により、異なるプロバイダに接続しているコンピュータ同士の通信が可能となる。

J

J G N (Japan Gigabit Network)

国のギガビットネットワークのこと。全国の都道府県にアクセスポイントを有し通信・放送機構が高度ネットワークの研究・開発を目的に供与している超高速ネットワークである。

L

L A N (Local Area Network)

企業内やビル内、事業所内等の狭い空間においてコンピュータやプリンタ等の機器を接続するネットワーク。

L G W A N (Local Government Wide Area Network)

国と地方自治体を相互に接続する行政専用のネットワーク。国と地方自治体

の組織内ネットワークを相互に接続し高度情報流通を可能とする通信ネットワークとして整備し、相互のコミュニケーションの円滑化と情報共有による情報の高度利用を図る。

S

S O H O (Small Office Home Office)

企業に属さない個人起業家や自営業者等が情報通信ネットワークや情報通信機器を活用し、自宅や小規模な事務所で仕事をする独立自営型のワークスタイル。情報通信を活用した遠隔型のワークスタイルである「テレワーク」の一形態と考えられる。

T

T C P / I P (Transmission Control Protocol / Internet Protocol)

インターネット等で用いられているネットワーク上でデータを交換する際の通信規格（プロトコル）。本来はT C PとI Pという二つの別なプロトコルのことであるが、二つをあわせてT C P / I Pと呼ばれることが多い。

V

V O D (Video On Demand)

利用者が見たい映像コンテンツを、見たいときに（オンデマンドで）見ることが可能な映像コンテンツ配信の総称。蓄積型のインターネット放送などがこれに該当する。

W

W A N (Wide Area Network)

広域情報通信網という。企業等の本社と支社などのように、離れた場所にあるL A N (Local Area Network) どうしを結んだネットワークのこと。

W e b (WWW: World Wide Web)

ハイパーテキストによる情報検索システムのこと。一般的にはウェブと略される。

ア行

アウトソーシング

業務の一部を外部の業者に委託すること。例えばコンピュータシステムの開発・運用・管理を外部の専門業者に委託すると、高度な技術を利用したり人的費用を削減したりすることが可能になる。

アカウント

コンピュータやネットワークへのアクセス権のこと。

アプリケーション

コンピュータを特定の目的のために利用するためのソフトウェア。ワープロソフト、表計算ソフトなどがある。

インキュベート

新しく事業を興す人たちに対し、資金、技術、ノウハウ等を提供してバックアップする施設や機関。

インターネット・サービス・プロバイダ

→ I S P

インターネット放送

インターネットを経由して映像・音声情報を配信するシステム及びサービスのこと。一つの映像・音声情報を多数の受信者に向けて配信することから、通信と放送の中間領域に属するサービスであるとみなされこのように呼ばれるが、ネットワーク上で受信者を特定して送信しているため、通常は放送法上の「放送」とはみなされない。

イントラネット

T C P / I P を用いて接続される構内ネットワークの総称。

カ行

カテゴリー

範ちゅうのこと。

霞ヶ関WAN

各省庁の L A N を結ぶ省庁間ネットワーク。平成 9 年 1 月に運用を開始して

いる。

基幹系業務システム

情報システムのうち、業務内容と直接に関わる財務や販売などに関わるシステムのこと。自治体においては住民基本台帳や固定資産税システムなどが基幹系業務システムにあたる。

クライアント／サーバシステム

ネットワークにおいて、クライアントと呼ばれるコンピュータがサーバーと呼ばれるコンピュータに対してサービスを依頼するようなシステム。アプリケーションをホストコンピュータで動かすホスト—端末システムと違い、処理の一部をクライアントで行なうので入力に対する応答が速い。

グループウェア

コンピュータネットワークを利用して、複数の人間からなるグループでの情報共有、およびそれらの相互作用を円滑化するソフトウェアの総称。代表的なグループウェアの機能としては、電子会議室、ドキュメントデータベース、電子メール、ワークフロー管理、スケジュール管理などがある。

携帯情報端末

日常的に持ち歩くことを想定して設計された小型のコンピュータ。個人情報等を管理する電子手帳の機能に加えて、パソコンと連携することでデータベースとしての機能を持つものが多い。PDA (Personal Digital Assistant)ともいう。

ケーブルインターネット

ケーブルテレビ用のケーブルを用いて提供するインターネット接続サービスのこと。通常、高速で常時接続型のサービスが提供される。

ケーブルテレビ

同軸ケーブルや光ファイバケーブルを使ってテレビの番組を分配するシステムのこと。有線テレビともいう。近年ではインターネット接続サービスなどの通信サービスも展開されており、ブロードバンドのネットワークインフラの一つとして注目されている。

コールセンター

電話やインターネットを通じて顧客からの問い合わせ・苦情・相談等への対応を集中的に行うための施設。

サ行

情報家電

家庭用の電化製品でネットワーク接続されるもの。パソコンなどの情報機器も内包するが、むしろネットワーク接続型の音楽再生機器や家庭用ゲーム機、白物家電等の従来ネットワーク接続機器とは考えられなかったものを指すことが多い。

情報インフラ

情報ネットワークを実現するためのハードウェア基盤のことで、ネットワークを構築する際の通信回線や通信機器、料金体系などを指す。

情報リテラシー

コンピュータを利用して情報を処理したり活用したりする能力のこと。

スタンドアロン

ネットワーク接続されていないコンピュータ。

セキュリティ (security)

コンピュータ関連でのセキュリティとは、許可されていない第三者からコンピュータ内のデータや各種ネットワーク資源などを守ることを指す。

総合行政ネットワーク

地方公共団体間を相互に接続するとともに、国のネットワークである霞が関WANとも接続する広域的でセキュリティの高い行政ネットワーク。

平成14(2002)年4月に都道府県・政令指定都市と接続を実現し、平成15(2003)年度までにすべての市町村との接続を推進している。

タ行

地図情報システム

→GIS

データセンター

インターネット上でデータの保管等のアウトソーシングを受け、データ等を保管・管理するサービス。インターネットデータセンタ（IDC）とも呼ばれる。高度なセキュリティ環境を有し、サーバーやストレージ等を大量に保管・管理する。

デジタルスーパーコリドー

情報通信関連産業振興に向けた段階的施策の一つで、デジタル・コンテンツ系企業の集積を図り、デジタル映像制作の一大メッカを地域に築くことを目標とする。

デジタルディバイド

情報通信技術の普及に伴い、それを使いこなせるか否かで、年齢、性別、地域等において二極化が起こった状態。社会問題として認識されつつあり、この問題を端的にデジタルディバイドと呼ぶ。

デジタル放送

デジタル信号を用いて放送する方式。また、その放送。高品質な放送が可能で、既存のアナログ放送に比べて電波の利用効率が低い、コンピュータ等との相互接続が容易等のメリットを有する。

テレワーク

ITを活用した遠隔勤務型のワークスタイル。本社から離れた近郊の事務所に出勤して仕事をする「サテライトオフィス勤務」、自宅で仕事をする「在宅勤務」、携帯情報端末を利用して移動先でも仕事をする「モバイルワーク」などの形態がある。テレワークにより、通勤負担の軽減、労働生産性の向上、育児・介護と仕事の両立、女性・高齢者・障害者の就業機会の拡大、交通代替による二酸化炭素排出量の削減等が期待されている。

電子会議室

ホームページなどで、ネットワークを通じて意見の交換を行う仕組み。テーマごとに会議室が設定されることが多く、登録制などで参加者を限定するケースもある。

電子商取引

インターネットを用いて財やサービスの受発注を行う商取引（いわゆるイン

ターネットショッピング)の総体のこと。情報通信白書では、TCP/IPと呼ばれる通信規格を利用したコンピュータネットワーク上での商取引全体を指している。インターネット・コマースと同義。

電子認証

第三者が、ある電子署名が本人によって行われたことを証明することであり、公開鍵暗号方式によるデジタル署名についていえば、第三者である認証機関がデジタル署名に用いられる公開鍵の所有者の本人確認を行い、電子署名を発行して証明することとなる。

トレサビリティーシステム

トレサビリティーの語源は、「トレース(追跡する)」と「アビリティー(可能性)」をくっつけた造語で、例えば牛肉パックに表示された番号でその牛の産地品種、性別、生年月日などの基礎データから、その牛がどんな飼料を食べ、どんな予防接種を受けたのかの情報を開示する。

ナ行

ネットバンク

インターネット銀行のこと。実店舗等はず、インターネット上で運営されており、安価な手数料で少額決済が可能になる等のメリットを有する。また、既存の銀行でインターネット上に店舗を開いている場合もあり、これを含む場合もある。

認証基盤(PKI: Public Key Infrastructure)

政府への申請・届出等の手続を電子的に行う際に、申請者等を認証することで安全性・信頼性を担保する国の仕組み。各地方公共団体においては、行政組織を認証する「組織認証基盤」と、申請者個人を認証する「個人認証基盤」の整備が求められている。

ハ行

ブロードバンド回線

FTTH、DSL、CATVをはじめとした高速・超高速アクセスを可能とするもので、動画像等のデータのスムーズな伝送を実現する回線のこと。

ポータルサイト

サーチエンジン、ニュース速報、オンラインショッピング、掲示板(BBS)

等インターネット上の様々な情報が集約されたサイト。インターネット利用者がウェブに接続した際に最初に訪れる「入り口(ポータル: portal)」となるためこのように呼ばれる。

マ行

マルチペイメントネットワーク

地方公共団体等と金融機関との間をネットワークで結ぶことにより、利用者がATM、電話、パソコン等の各種チャネルを利用して公共料金等の支払ができ、即時に情報が通知される仕組み。

無線LAN

無線を使って構築されるのLANこと。 2. 4GHz帯を使用したIEEE 802. 11bと呼ばれる規格が現在最も利用されている。また、この技術を用いて、LANだけではなく、無線インターネットスポット・サービスの提供も進められている。

無線インターネットスポット

ホテル・レストランなどの店舗や、空港・駅などの公共空間で、無線LAN等の無線アクセス機器を設置し、高速インターネット接続サービスを提供している場所のこと。

ヤ行

ユニバーサルサービス

電話や電気のように社会生活の基本に係わるサービスを、全ての国民が均質に、しかも適切な(経済的な)価格で利用可能であること。

ラ行

ワ行

ワークフロー

ある業務に関する作業の一連の流れ。たとえば一般の企業において、伝票は起票者から上司へ、さらにその上司へというように、必要に応じて、あらかじめ設定されたルートで回覧され、決裁される。このように、作業内容によって定型化された一連の流れを指してワークフローと呼ぶ。

ワンストップ行政サービス

一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計された行政サービスで、例えば住民票の移動に際して、転出の届出と転入の届出とを同時に行えるようにする。